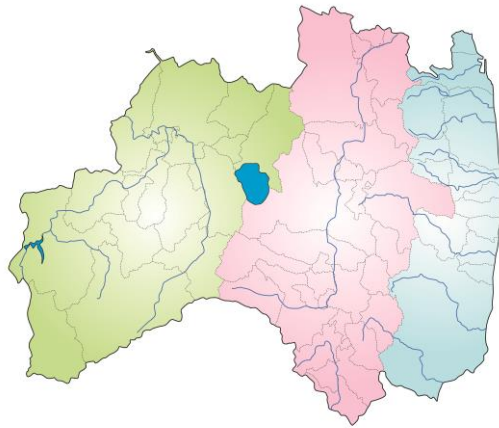


福島県文化財保存活用大綱



令和 2 年 3 月
福島県教育委員会

目次

はじめに	1
序章	3
1 大綱策定の背景と目的	3
2 大綱の位置付け	4
3 大綱策定までの経過	10
第1章 福島県の歴史と文化の特色	11
1 福島県の特色	11
2 福島県の地勢と自然環境	11
3 3つの地方の歴史と文化財	12
4 市町村の特色ある関連文化財群	20
5 本県の文化財保護行政の現状	34
6 東日本大震災・原子力災害からの復興	43
7 文化財の保存と活用における課題	48
第2章 文化財の保存と活用に関する基本の方針	51
1 県全体の理念	51
2 基本方針	51
3 福島県の文化財を支えるネットワーク	53
第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置	55
1 新たな文化財の掘り起こし	55
2 文化財の確実な保存と継承	55
3 地域に根ざした文化財の活用の取組	56
4 文化財を通じた地域への愛着と誇りの育み	56
5 文化財を通じた地域創生	56
6 東日本大震災からの復興と防災の強化	57
7 関係機関との連携強化	57
第4章 市町村への支援の方針	58
1 市町村への支援の現状	58
2 市町村への支援の充実強化	58
第5章 防災・災害発生時の対応	60
1 防災・災害発生時のための平時の取組	60
2 災害発生時の対応	61
第6章 文化財の保存と活用の推進体制	62
1 体制整備の方針	62
添付資料	63

はじめに

○ 大綱策定の趣旨

本県には、先人たちの努力の積み重ねによって守り伝えられてきた特色あふれる数多くの文化財が存在します。県教育委員会では、昭和 27 年に「福島県文化財保護条例」を制定して以来、県内の多種多様な文化財に係るさまざまな課題や施策に取り組み、その保存と活用を促進してきました。

近年では、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化による文化財の適切な継承の危惧という全国的な課題とともに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）によりもたらされた甚大な被害からの文化財の復旧・復興という本県特有の大きな課題があります。

本県を取り巻くこのような厳しい状況であるがゆえに、県全体で復旧・復興を進めていく中で、地域で大切に守られてきた文化財が地域の宝、地域の誇りであることをより一層県民に認識されることになりました。その結果、地域の紐帯や心の拠り所としての文化財の価値が改めて見直されています。今後県民がさらに文化財の価値を正しく理解し、次の世代に継承し、地域への愛着と誇りを育てていくことが期待されています。また、県全体で文化財に潜在する魅力の磨き上げを行い、情報発信することにより、文化財が県内の観光振興や地域経済の活性化に広く貢献することも期待されています。

本県ならではの状況を踏まえ、文化財の保存と活用のあるべき姿（※）の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるための基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていく上で共通の基盤とするため、「**福島県文化財保存活用大綱**」（以下「大綱」という。）を策定しました。

※ 「文化財の保存と活用のあるべき姿」とは、地域の文化財をみんなで知って適切に保存し、その魅力を磨き上げて活用し、次世代に着実に伝え、またそこから守っていく、地域とともに未来に向かって循環する姿を指します。

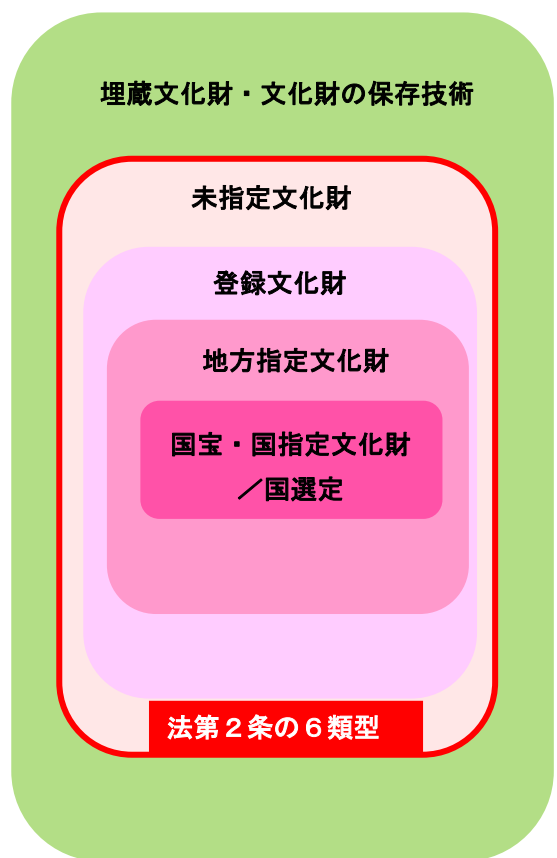
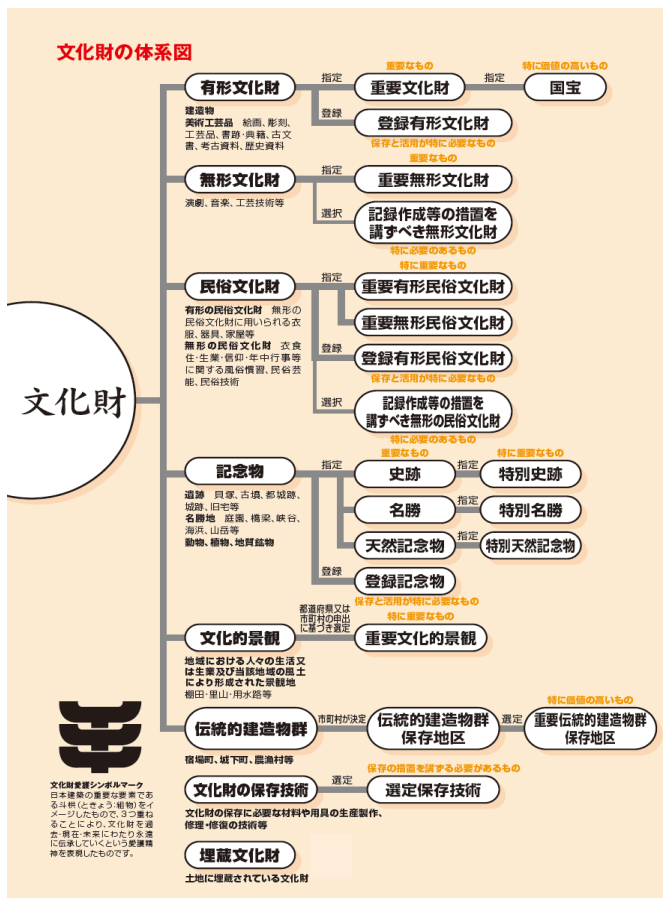
○ 対象とする文化財

大綱の対象とする「文化財」とは、文化財保護法（以下「法」という。）第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいいます。なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、特に行政による法的保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれます。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とします。

図1 文化財の体系（文化庁ホームページより）

図2 大綱における対象文化財の概念図



序章

1 大綱策定の背景と目的

(1) 大綱策定の背景

○ 全国的な背景

全国的に、地域の過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景として、文化財の継承の基盤であるコミュニティの弱体化が懸念され、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつあり、各地域の貴重な文化財の滅失や散逸を防ぐことが急務となっています。一方で、文化財が地域振興、観光振興などを通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されており、未指定を含めた文化財を総体的にまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められています。

これらを踏まえて、地域における文化財の計画的な保存と活用の促進を図ることを目的として、平成31年4月に改正文化財保護法が施行されました。

この法改正において、都道府県による**大綱**の策定、市町村による**文化財保存活用地域計画**（以下「地域計画」という。）の作成が制度化されました。大綱の策定、地域計画の作成により、文化財保護行政が目指す文化財の保存と活用の方向性や取組の計画や内容が、よりわかりやすく、明確になることが期待されています。

○ 本県の背景

本県では、上記の全国的な背景に加え、東日本大震災及び原子力災害による甚大な影響を受け、いまだ多くの課題が残されている状況があります。

これまで本県では、東日本大震災及び原子力災害により被災した文化財の修復による再生や避難区域内に所在していた文化財のレスキュー活動に精力的に取り組んできました。その一方で、今なお避難指示区域が設定されている地域を含め、住民の帰還がなかなか進まないことなどから、文化財を継承する担い手が不足している深刻な状況があります。

今後、本県の特色ある文化財が確実に保存・継承されていくためには、文化財の所有者やコミュニティだけではなく、行政や文化財関係団体を含めた県民総がかりで文化財の保存と活用を図っていくことが必要です。

また、本県は全国3位の広い県土を有し、3つの地方である浜通り、中通り、会津地方の縦軸は、地理的な条件や歴史的・文化的にも関連が強く、それぞれの地域で特色ある文化財が保存・継承されています。そうした文化財を地域資源の重要な一つとして認識し、磨き上げ、本県ならではの魅力を発信することは、風評被害を含め大きな打撃を受けている本県の観光や地域経済を回復・発展させる上でも重要です。

さらに、頻発する自然災害による文化財の被害に対して、防災・減災、被災からの速やかな復旧・復興の体制を構築する必要性も高まっています。

(2) 大綱策定の目的

県教育委員会では、本県の文化財の保存と活用のあるべき姿の実現に向かって文化財保護行政の積極的な取組を展開させるために、その保存と活用の基本的な方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めていく上での共通の基盤とするため、大綱を策定しました。

大綱を共通の基盤として、積極的に地域計画や文化財保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）が作成されることで、県内の文化財保護がより一層推進していくことを期待します。

本県の文化財は、それぞれが単体で形成されたものではなく、本県ならではの自然、景観、歴史、生活文化、慣習、風俗、信仰、芸能、県民気質など、生活を取り巻く環境により成り立っています。そうした様々な背景も踏まえて文化財を正しく理解した上で、保存・継承し、活用していくため、県としての基本方針を定めました。

また、県内の59市町村に存在する地域の特色あふれる文化財について、最も身近に接しその価値を理解し得る市町村が、文化財への取組を効果的に継続できるよう、県が行う市町村への支援の方針について定めました。

さらに、これまでの被災経験等を踏まえ、今後起こる可能性のある自然災害等に対するの平時及び発生時の取組の対応について定めました。

なお、大綱は、本県の文化財の保存と活用の基本的方向性を定めたものであるため、特定の期間の設定はしませんが、定期的に点検・評価し、また今後の社会状況の変化や県の総合計画などの上位計画の内容に応じて、適宜更新を行い、充実を図っていきます。

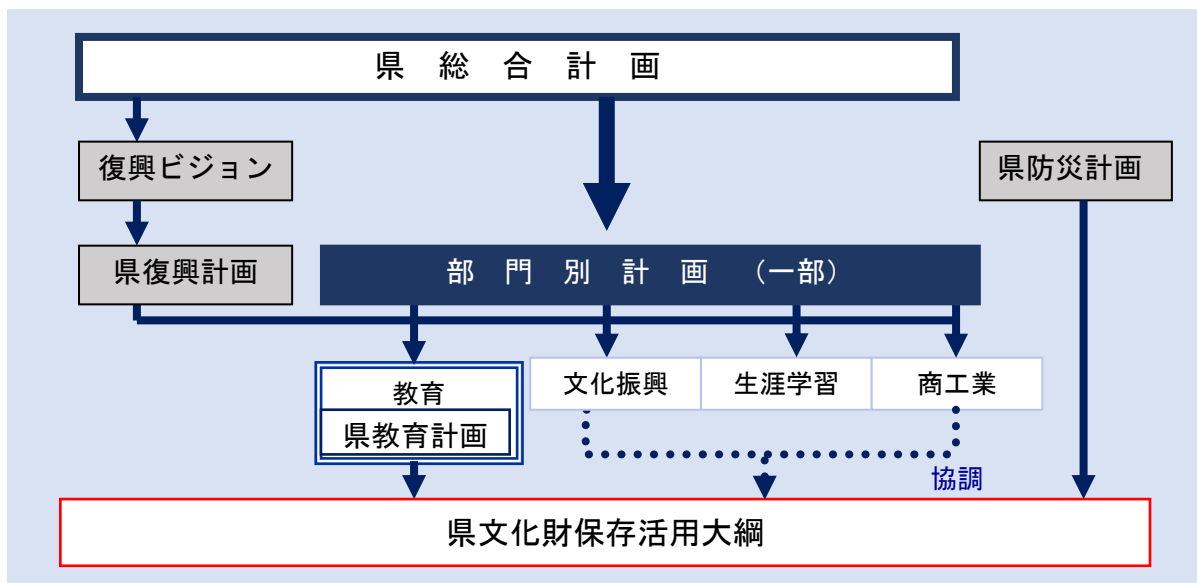
2 大綱の位置付け

(1) 県の計画等との関係

本県の最上位の計画である「福島県総合計画」（以下「県総合計画」という。）に基づいて、県総合計画の部門別計画として、教育分野においては「第6次福島県総合教育計画」（以下「県教育計画」という。）が定められています。この2つの計画が直接的に大綱の上位計画として位置づけられます。また、本県の復興に向けた基本理念、主要施策を定めた「福島県復興ビジョン」（以下「復興ビジョン」という。）、その具体的な取組を示した「福島県復興計画（第3次）」（以下「県復興計画」という。）は県総合計画の重点プロジェクトとして位置づけられており、文化財の復興との関わりについても示されています。さらに、「福島県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）では、各種災害における総合的な対策が定められています。

この大綱は、これらの計画の方向性に則って策定しました。また、文化財との関連がある関係部局における計画と協調することで、相乗的に各計画の目的が達せられることを目指します。

図3 大綱の位置づけ



(2) 大綱の上位計画

以下、文化財の保存と活用に関する内容を抜粋しました。

福島県総合計画「ふくしま新生プラン」（平成24年12月策定）

- 計画の期間…平成25(2013)年度を初年度とし、平成32年度(令和2年度)(2020)年度を目標年度とする8か年計画。
- 政策分野別の主要施策
「人と地域(3)文化・スポーツ、人々の活躍の場づくり」
〔施策の概要〕

文化の振興、スポーツの振興、若者・女性・高齢者の活躍の場づくり、生涯学習の場づくりなどを進めます。

〔取組の方向性・主要施策〕

- ・ 【復興】文化財・伝統文化の保存・継承に関する取組
- ・ 文化資源の活用に関する取組
- ・ 県立美術館、県立図書館、県立博物館、県文化センター、アクアマリンふくしま、県文化財センター白河館の展示内容などの充実に関する取組

福島県復興ビジョン（平成23年8月策定）

- 計画の期間…10年
- 復興に当たっての基本理念
 - 1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
 - 2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

3 誇りあるふるさと再生の実現

○ 復興に向けた主要施策

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(2) 地域のきずなの再生・発展

④ 帰還後に地域のきずなを再構築するため、地域の歴史・文化を学び、再発見する取組や、若者から高齢者まで多くの住民が集い地域の課題に対処できる取組を行うことにより、にぎわいづくりや共助の精神の醸成を促進し、コミュニティの再生を支援する。

⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進

(ア) 古くから伝わる祭り、芸能、行事などの文化や文化財、ふるさとの自然、歴史的な雰囲気を持つ景観は、県民の誇りであり、ふるさとふくしまの象徴であることから、地域のきずなをつなぎ、誇りを取り戻せるよう、地域の伝統文化や自然、歴史的建造物などの景観資源を継承、保存、振興する活動を支援する。また、ふるさとの景観の再生と一層の魅力の向上を支援する。

(ウ) 県民一人一人が、知恵と行動力を結集し、歴史や文化を始め改めてふくしまのすばらしさ、ふくしまらしさを見つけ、その価値に磨きをかけ、国内外に発信する県民運動などの取組を推進することにより、本県のイメージを再生する。

福島県復興計画（第3次）（平成27年12月）

○ 計画の期間…10年

Ⅲ 主要施策

i 復興へ向けた重点プロジェクト

2 生活再建支援プロジェクト

(8) きずなの維持・再生

② 地域の伝統芸能や文化、スポーツ等を通じたきずなの再生

第6次福島県総合教育計画（平成25年3月策定）

○ 計画の期間…平成25(2013)年度を初年度とし、平成32年度(令和2年度)(2020)年度を目標年度とする8か年計画。県総合計画に同じ。

○ 基本理念

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり

○ 基本目標

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成
- ◇ 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現
- ◇ 豊かな教育環境の形成

[施策13]

地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくみます

【基本的方向性】

- 県内の重要な文化財の保存・継承と適切な活用をバランスよく進めます。
- 文化財のもつ意味やよさが人々に伝わるよう、文化財に関する情報発信などを進めます。
- 次代を担う子どもたちに地域の伝統文化を愛するところを醸成します。
- 地域に根ざした伝統文化などの文化的資源を活かした文化振興に取り組み、地域の活性化を図ります。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- 地域社会の絆の再生を図るため、文化財に触れる機会の充実を図るとともに、被災した文化財の修復や震災等により継承の危機に瀕している民俗芸能に対する支援を通して、地域活性化を促進します。

【今後の取組】

- 重要な文化財の指定による保存と活用
- 文化財情報の発信等の推進
- 子どもたちの地域の伝統文化を愛するところの醸成
- 文化的資源を活かした地域活性化の推進

* 関連施策：施策 18

地域における身近な文化・スポーツ環境を整備します

- 被災した文化財に対する支援の推進

福島県地域防災計画（昭和 38 年策定 令和元年 7 月改正）

【関連施策】

一般災害対策編

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 防災組織の整備・充実

教育庁 文化財課 1 文化財の防災対策に関すること

第 6 節 建造物及び文化財災害予防対策

（危機管理部、土木部、県教育委員会、市町村教育委員会、消防本部）

災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、県・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第 3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

県民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、県（文化財課）・市町村教育委員会は、文化財保護強調週間（11 月 1 日～7 日）及び文化財防火デー（1 月 26 日）等の行事を通じて、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防機関は、県（文化財課）・市町村教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

県（文化財課）・市町村教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第21節 文教対策

第3 文化財の応急対策

文化財が被災した場合には、県教育委員会（文化財班）は、市町村教育委員会や文化財保護指導委員による被害状況報告を受けて以下の応急措置を速やかに市町村教育委員会へ指示し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう市町村教育委員会へ指示する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるよう市町村教育委員会に指示する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう市町村教育委員会を指導する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(3) 県の関連分野の計画との関係

文化財の保存と活用に関して、関連する計画は以下のとおりです。

福島県文化振興基本計画では、美術や音楽などの芸術文化から、文化遺産、地域遺産、地域に根付いた民俗芸能や伝統芸能などの伝統文化、さらには自然景観や生活環境などを含めた生活文化までを対象にしております。

福島県生涯学習基本計画では、伝統文化等の次世代の担い手・後継者の育成支援を関連施策の1つに掲げています。

これらの関連する計画の各種施策と協調していきます。

① 福島県文化振興基本計画～ふくしま文化元気創造プラン～

- 策定年月…平成 25 年 3 月（平成 29 年 3 月改訂）
- 担当部局…企画調整部
- 計画期間…平成 25(2013)年度から平成 32 年度(令和 2 年度)(2020)年度までの 8 か年計画

【関連施策】

5 伝統文化の継承及び発展

(1) 伝統文化の継承及び発展

- 伝統文化の後継者の養成
- 警戒区域等に所在した民俗芸能等の担い手の育成
- 民俗芸能等の衣装、用具の復旧、修復
- 伝統文化の保存・活用（現況調査、資料収集、映像記録作成支援）
- 伝統的技術、技法の継承
- 伝統文化に親しむ機会の拡充
- 伝統文化の理解の促進
- 学校における伝統文化に関する教育の充実
- 子どもたちの地域の伝統文化を愛するこころの醸成
- 伝統文化を発展させる取組の支援

(2) 文化財の保存と活用

- 重要な文化財の指定による保存と活用
- 災害時の文化財の保存、救出（防災システム・救出体制の構築）
- 文化財に接する機会の充実（ホームページによる情報発信、公開の場の確保）
- 文化財センターの運営の充実
- 文化財に関する学習機会の拡充

8 文化振興による地域づくり

(1) 伝統文化による地域のきずなの維持、再生

- 民俗芸能等の継承への支援
- 民俗芸能等の発表の機会の支援
- 民俗芸能等の再興への支援

(2) 文化振興による東日本大震災等からの復興と地域活性化

- 伝統文化による震災からの復旧・復興への支援
- 文化と観光との連携
- 文化を活かした地域産業の活性化
- 文化振興による地域イメージの創出

(3) 文化資源を活かした東日本大震災等からの復興と地域づくり

- 被災地域の文化資源を活かした復旧・復興への支援
- 多様な主体との協働による地域の復興、地域コミュニティの再生と活性化
- 個性豊かな景観や街並みの形成
- にぎわいのあるまちづくり、里づくり
- 文化資源による地域の一体感や誇りの醸成
- 文化の香り高い魅力のあるまちづくり

② 福島県生涯学習基本計画～ともに生き、ともに学び、ともに支えあう～

- 策定年月・・・平成 25 年 3 月
- 担当部局・・・企画調整部
- 計画期間・・・平成 25(2013)年度から平成 32 年度(令和 2 年度) (2020)年度までの 8 か年計画

【関連施策】

2 社会の変化に対応できる「生きる力」の形成

- (1) 学校・家庭・地域が一体となった子どもたちをはぐくむ取組の推進
- ③ 伝統文化等の次世代の担い手・後継者の育成支援
地域の伝統芸能の継承や新たな文化の創造を図るため、地域が一体となって次世代の担い手、後継者の育成を支援する。

3 大綱策定までの経過

- 令和元年 7 月 ○ 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会の設置
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会委員の委嘱

	氏名	分野
委員長	懸田 弘訓	文化財関係
副委員長	新城 希子	文化振興関係
委員	伊藤 喜良	文化財関係
委員	玉川 一郎	文化財関係
委員	横田 純子	まちづくり・観光関係
委員	小松 信之	市町村団体関係
委員	安田 清敏	市町村団体関係

- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第 1 回）
- 8 月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第 1 回）
文化振興課・観光交流課・商業まちづくり課・文化財課
- 市町村文化財保護担当課にアンケート調査実施
- 10 月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第 2 回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第 2 回）
- 12 月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第 3 回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第 3 回）
- 福島県文化財保存活用大綱シンポジウムの開催
- 令和 2 年 1 月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第 4 回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第 4 回）
- 県民意見公募、各団体意見照会の実施
- 3 月 23 日 ○ 福島県教育委員会において決定

第1章 福島県の歴史と文化の特色

1 福島県の特徴

福島県は、関東・北陸・東北の接点に位置することから、歴史の各時代を通じて中央文化と東北文化の融合の役割を果たしてきました。

文化の伝播には、海、河川、道路が要となっています。本県では各時代において多くの地域との文化の交流が認められ、さらに県内においても相互に影響を及ぼし、融合しながら、歴史と文化は多様な地域性を育んできました。

東北地方の玄関口に位置していることから、各時代の権力者による東北経営最前線の役割を担う地域であり、ときに歴史上の転換点を左右する出来事の舞台となり、多くの文化財が残されています。

近世の幕藩体制下では、会津藩、二本松藩、三春藩、白河藩、中村藩、磐城平藩など多くの藩と幕府直轄地が存在しており、そのため現在でも、本県は多極分散型の県土構造となっています。

図4 福島県内図



2 福島県の地勢と自然環境

県土面積は、北海道、岩手県に次いで全国第3位の広さとなる、13,783.90 km²を有します。広い県土には、太平洋側の阿武隈高地（多くは1,000m以下）、中央に奥羽山脈（1,500~1,900m）、そして西側には越後山脈、帝釈山脈、飯豊連峰（2,000m級）といった山々があり、県内の森林面積は974,223haで、県土の70.7%に当たります。これらの山々に隔てられた3つの地方が、浜通り地方、中通り地方、会津地方です。

浜通り地方は鮫川、夏井川、新田川、真野川などが、いずれも阿武隈高地を水源として東流し、太平洋に注いでいます。中通り地方は、阿武隈川が北流し、東白川郡を南下する久慈川が、茨城県へ入り太平洋に注いでいます。会津地方では、南会津郡の南端、尾瀬沼に源を発して北へ流れる只見川と、猪苗代湖から流れ出て西流する日橋川、栃木県日光を水源として北に走る阿賀川とが合流し、新潟県に入り阿賀野川となって日本海に注ぎます。

浜通り地方は、太平洋側の気候で、夏は冷涼で冬は暖かく、低地はアカガシやタブノキなどの暖温帯林、山地にはモミ・カヤ等の中間温帯林が成立しています。一方、会津地方は日本海側気候で積雪が多く、植生はブナやミズナラを主体として冷温帯林が見られます。間に位置する中通り地方は植生的には冷温帯林、気候的には太平洋側気候で、他の2地方の中間的な環境といえます。

3 3つの地方の歴史と文化財

(1) 福島県の成り立ち

前述した地勢と自然環境により、浜通り地方、中通り地方、会津地方には地域の特色あふれる歴史文化が展開しました。それぞれの地方に所在する市町村は以下のとおりです。

表1 福島県内の市町村

59市町村 (13市31町15村)					
浜通り地方		中通り地方		会津地方	
振興局・生活圏	(郡)市町村名	振興局・生活圏	(郡)市町村名	振興局・生活圏	(郡)市町村名
相双	相馬市、南相馬市 (双葉郡) 広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村 (相馬郡) 新地町、飯館村	県北	福島市、二本松市、伊達市、本宮市 (伊達郡) 桑折町、国見町、川俣町 (安達郡) 大玉村	会津	会津若松市、喜多方市 (耶麻郡) 北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町 (河沼郡) 会津坂下町、湯川村、柳津町 (大沼郡) 三島町、金山町、昭和村、会津美里町
いわき	いわき市 3市7町3村	県中	郡山市、須賀川市、田村市 (岩瀬郡) 鏡石町、天栄村 (石川郡) 石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町 (田村郡) 三春町、小野町	南会津	(南会津郡) 下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町
		県南	白河市 (西白河郡) 西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町 (東白川郡) 棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村		2市11町4村
			8市13町8村		

福島県内で、現在、最も古い人びとの痕跡は、旧石器時代後期前半（3万～2.5万年前）の遺跡である、檜葉町大谷上ノ原遺跡、白河市一里段A遺跡、会津若松市笹山原遺跡群などから出土した石器などの生活道具に見ることができます。そうした本県の文化の始まりの時期といえる旧石器時代や縄文時代において既に、石器の技法や土器様式を通じて、さまざまな地域との文化の伝播、融合など、本県の文化を最も特徴付ける地域性を見ることができます。その後も連綿と続いてきたあゆみの中で、本県の歴史は形づくられてきました。

福島県の姿は、明治4年（1871）の廃藩置県の施行以降、県や市町村の統合、合併などの変遷により現在に至っています。廃藩置県施行直後は、多くの県が置かれていましたが、同年11月に若松県、二本松県（後、福島県）、平県（後、^{いわさき}磐前県）の3県に統合されました。

明治9年8月21日3県が合併され、県庁が福島町に設置されて、福島県が成立しました（県民の日）。江戸時代に仙台藩領であったため宮城県に編入されていた現在の新地町はこの時、福島県に編入されました。さらに、会津藩領であったため福島県に入っていた東蒲原郡が、明治19年に新潟県に編入され、現在の福島県の県域が確定しました。

県内の市町村は、明治19年末で93町1,638村でしたが、多くの合併を経て、明治

22年4月1日には21町392村となりました。その後、昭和28年から全国的に推進された「昭和の大合併」、昭和40年代の広域合併を経て、県内の市町村数は90となりました。さらに、平成16年から始まった「平成の大合併」を経て、令和2年3月末現在の市町村数は59（13市31町15村）となっています。

現在の県の行政区分では、さらに3つの地方の中で、地理的な条件や歴史的・文化的に関連の強い、一定のまとまりを持ち日常生活の面でも相互関係が深く、一体性が高い地域を1つの生活圏と捉え、「県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき」の7つの生活圏に大別し、県では各地域に地方振興局を配置しています。ただし、昨今の状況では、生活圏が広域化し、地方、県内に留まらず、隣県を含めた生活実態が見られています。

次に、3つの地方の自然、歴史、文化を概観し、本県の文化財が生まれた背景を確認します。

(2) 3つの地方の歴史と文化財の特色

① 浜通り地方

浜通り地方は、阿武隈高地から太平洋に挟まれた地域です。そのため、阿武隈高地側では、中山間地域の文化様相が見られ、太平洋に接した地域では、海と強く関連した文化様相を見ることができます。

【自然】

太平洋に面した沿岸地域には、砂嘴によって形作られた松川浦（相馬市）や波浪の浸食作用の断崖など優れた海岸景観が作られ、多種多様な生物の生息地となっています【照島ウ生息地（国天然記念物・いわき市）】。また、海岸地帯特有の常緑広葉樹林を形成し、暖地性の樹林帯の北限とされる大木や良好な樹林、植物の自生地が確認されています【海老浜のマルバシヤリンバイ自生地（県天然記念物・南相馬市）、大聖寺のアカガシ樹群（県天然記念物・浪江町）、波立海岸の樹叢（県天然記念物・いわき市）など】。

一方、阿武隈高地の地域においては、山間の溪谷の景観【夏井川溪谷（いわき市）】や落葉広葉樹林帯が支える生き物の良好な生態を観察できます【平伏沼モリアオガエル繁殖地（国天然記念物・川内村）】。

また、古生代、中生代、新生代の化石を産出する地層が見つかっています【いわき市入間沢産クビナガリュウとノコギリエイの化石（県天然記念物・いわき市）など】。

【歴史】

○ 原始・古代

海に面した地方ならではの歴史を見ることができます。縄文時代には、浜通り地方に多くの貝塚が残っています。【国史跡・浦尻貝塚（南相馬市）、県重文・寺脇貝塚出土品（いわき市）】。明治23年（1890）に本県で初めて発掘調査が行われた新地貝塚つけたり附手長明神社跡（国史跡・新地町）や、多くの人骨が出土した三貫地貝塚（県史跡・新地町）などがあります。弥生時代には、水田が導入された痕跡を残す遺跡【番匠地遺跡（いわき市）】や穂摘み具の石包丁が大量に出土した遺跡があります【天神沢遺跡（南相馬市）】。また、



弥生時代の集団墓地である天神原遺跡（県史跡（出土品は国重文）・檜葉町）があります。

古墳時代には、大型前方後方墳である桜井古墳（国史跡・南相馬市）のように、海に注ぐ河川の水上交通を意識した場所に多くの古墳が造られ、中には多様な埴輪が出土する古墳もあります【本屋敷古墳群（県史跡・浪江町）、埴輪男子胡坐像（国重文・いわき市）】。また、古墳時代後期の特徴的な古墳に、装飾壁画横穴があります【羽山横穴（国史跡・南相馬市）、清戸迫（迫）横穴（国史跡・双葉町）（※国指定名称は迫、地名は迫）、中田横穴（国史跡・いわき市）】。

古代の律令体制の下では、本県は陸奥国に属しましたが、養老2年（718）、陸奥国から石城国（浜通り）、石背国（中通り）が一時期分割されました。また石城国の下には、南から菊多・石城・標葉・行方・宇多の各郡が配置されました。郡衙想定^{むら}の遺跡は、いずれも水上交通と陸上交通の要所を押さえた土地に立地しています【根岸官衙遺跡群（国史跡・いわき市）、泉官衙遺跡（国史跡・南相馬市）】。また、相双地区に多く分布する製鉄遺跡は、その規模から大量の鉄を生産し陸奥国府等に供給していたと考えられ、律令国家の蝦夷に対する当時の政策の一環が伺えます【横大道製鉄遺跡（国史跡・南相馬市）】。

古代には仏教文化として、浄土信仰の広がりを背景に平泉の奥州藤原氏とのつながりもある、白水阿弥陀堂（国宝・いわき市）が建てられました。また、巨大な磨崖仏^{まがいぶつ}などが残されています【観音堂石仏、薬師堂石仏（国史跡・南相馬市）】。

また、相馬市と伊達市に跨がる霊山は、高さ 880mの岩山の山頂・中腹に9世紀の建築遺構と考えられる大伽藍の礎石群が確認されています。陸奥の山岳信仰の中心であったと考えられています。南北朝時代には南朝方が多賀城から陸奥国府を遷し、霊山城が築かれました（国史跡及び名勝・伊達市、相馬市）。

○ 中世・近世

浜通り北部では、鎌倉時代・南北朝時代から相馬氏が台頭し、江戸時代には中村藩主となりました。その結果、古文書や祭礼、美術品、史跡など多くの文化財が現在まで伝えられています。【相馬野馬迫（国無形民俗・相双地域）、相馬家系図、相馬岡田文書（県重文・相馬市）、大悲山文書（県重文・南相馬市）、中村城跡（県史跡・相馬市）、相馬中村神社（国重文・相馬市）、大堀相馬焼（伝統工芸・浪江町）など】。浜通り南部では、鎌倉時代・南北朝期の文書が伝来しています【飯野家文書（国重文・いわき市）、国魂文書（県重文・いわき市）】。南部地域は、室町・戦国期には岩城氏一族が支配しましたが、関ヶ原の戦いの後、改易となり、幕藩体制下では、磐城平藩、湯長谷藩、泉藩がおかれました。

また江戸時代には、浜通りの沿岸における製塩やいわき地方のかつお節^{かつらおだいじん}生産などの産業が発達しました。中でも葛尾村では、「葛尾大尽」と呼ばれた一族が、生糸や製鉄業などで巨大な富を築きました。

○ 近代・現代

産業の近代化の象徴とも言える常磐炭鉱が、いわき市北部地区を中心に明治から昭和にかけて採掘されました。近代化産業遺産として、炭鉱関連の遺構を現在も見ることができます。

【文化】

海と山に挟まれた地方ならではの、海、山両方に関する生業とそれに関する信仰が息づいています。海や浦の漁労にまつわるものとして、「まるきぶね」（県有形民俗・浪江町）、大漁図や和船模型（南相馬市）などがあります。また、海と密接に関わりのある信仰風習として、各地の浜下り神事やお潮取り神事（いわき市など）が挙げられます。

山の生業、信仰では、農業、林業にまつわるものがあります。県内に広く分布する三匹獅子舞や盆行事で行われる、精霊をまつり、供養をする火祭り（富岡町など）、じゃんがら念仏踊（いわき市など）が行われています。

また、阿武隈高地の一带では、近現代は林業が主産業であり、山の神様とされる飯館村山津見神社は広域からの信仰を集めています。

② 中通り地方

阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた中通りは、その名前のおり、奥州街道と南から北へ縦断する阿武隈川により、関東から陸奥を結ぶ「通り」の役割を担ってきました。



【自然】

阿武隈川は、浸食作用による優れた景観を作り出しています。また、渡船場跡や舟運など交通の要としても機能しました【鮎滝渡船場跡（国史跡・福島市）、阿武隈峡（県天然記念物・福島市）など】。西部に連なる奥羽山脈の景観は、しばしば文人歌人の題材として使われてきました。ヤエハクサンシャクナゲ（県の花としての名称はネモトシャクナゲ）は、吾妻山、安達太良山に自生しています（県天然記念物）。

県中地方では、鉱物が豊富に発見されており、良質のペグマタイト鉱床が大規模に確認されています【鹿島神社のペグマタイト岩脈（国天然記念物・郡山市）、石川のペグマタイト鉱物と和久観音山鉱床（県天然記念物・石川町）ほか】。

伏流水が石灰岩を溶かして形成された洞窟群があり、奇観を呈しています【入水鍾乳洞（国天然記念物・田村市）など】。

樹木では、多種の古木・大木が点在しています。特に、サクラは古木で樹形もよい大木が、多くの人たちを惹き付けています【三春滝ザクラ（国天然記念物・三春町）、馬場ザクラ（国天然記念物・大玉村）など】。

伊達市や福島市では、パレオパラドキシアという約 1600 万年前に生きていた哺乳類の化石が産出しています【梁川産パレオパラドキシア化石（県天然記念物・伊達市）】。

【歴史】

○ 原始・古代

縄文時代の大規模集落跡、縄文時代中期後半に特徴的な住居内の炉の形である複式炉、土偶【土偶 福島県上岡遺跡出土（国重文・福島市）（通称しゃがむ土偶）】などの生活痕跡が豊富に存在します【宮畑遺跡、和台遺跡（国史跡・福島市）、飯野白山住居跡（県史跡・福島市）、原瀬上原遺跡（県史跡・二本松市）】。

弥生時代には、特徴的な埋葬形態である再葬墓の遺跡が見つかっています【鳥内遺跡出土品（県重文・石川町）など】。また、炭化したコメや堅果類等が見つかっている白河

市の天王山遺跡から出土した土器（県重文）は、「天王山式土器」として土器編年の標式となっています。

古墳時代には、前期の前方後方墳である大安場古墳（国史跡・郡山市）を始めとして、中期から後期、終末期にかけて多くの古墳が築造されます。集落跡や石製模造品が多く出土する遺跡など、特徴的な遺跡が多く見られます。白河市では上円下方墳や豪族居館跡が調査されています【白河舟田・本沼遺跡群（国史跡・白河市）】。浜通り地方での発見例が多い装飾壁画横穴が、泉崎村から見つかっています【泉崎横穴（国史跡・泉崎村）】。

奥羽の玄関口としての役割を担いながら【白河関跡（国史跡・白河市）】、律令国家の東北経営において重要な拠点として、県内域では白河・安積・行方（浜通り）に3つの軍団が置かれました【白河官衙遺跡群（国史跡・泉崎村／白河市）など】。

平安時代では、優れた仏像が造られる【木造千手観音立像（国重文・福島市）など】一方、山林寺院である流廃寺跡（国史跡・棚倉町）などさまざまな形態の仏教寺院が創建されました。

○ 中世・近世

源頼朝率いる鎌倉軍と平泉藤原氏による奥州合戦の舞台【阿津賀志山防塁（国史跡・国見町）】となりました。その後の論功行賞で、参戦した関東武士に奥州での新しい所領が安堵され、室町、戦国期に定着していきました（伊達郡の伊達氏【伊達氏梁川遺跡群（国史跡・伊達市）、桑折西山城跡（国史跡・桑折町）】、田村庄の田村氏、岩瀬郡の二階堂氏【長沼城址（市史跡・須賀川市）】、白河庄の結城氏【白河結城家文書（国重文・白河市）、白川城跡（国史跡・白河市）】）。南北朝期には、霊山や宇津峰（国史跡・須賀川市、郡山市）などが抗争の舞台となり、室町期には鎌倉公方の支配の拠点として稲村御所（須賀川市）、篠川御所（郡山市）が置かれました。

鎌倉時代には、供養塔（板碑）建立が盛行し、県内で多く残されていますが、中通り地方には国史跡や国指定重要文化財が所在します【下鳥渡供養石塔（国史跡・福島市）、石母田供養石塔（国史跡・国見町）、板石塔婆（国重文・郡山市）】。

幕藩体制下の中通り地方は、幕府領と小藩支配領主の変遷が著しく、小藩の創廃・移封なども多くあり、複雑な支配体制を呈しました。その中で二本松藩（丹羽氏）【二本松城跡（国史跡・二本松市）】三春藩（秋田氏）などは一つの大名家による支配が17世紀半ばから幕末まで続きました。このほか中通り地方には、福島藩、梁川藩、桑折藩、下手渡藩、陸奥下村藩、大久保藩、守山藩、石川藩、浅川藩、白河藩【小峰城跡（国史跡・白河市）】、棚倉藩【棚倉城跡（国史跡・棚倉町）】などの諸藩がありました。

また、現在の桑折町の半田銀山は幕府直営の鉱山として、鉱物資源の要地でした。

○ 近代・現代

明治時代に入り、自由民権運動が活発となると、石川町や三春町を中心として、河野広中などによる多くの政治結社ができ【石陽社（石川町）、三師社（三春町）】、また要所には郡役所が置かれました【旧伊達郡役所（国重文・桑折町）】。さらに、明治政府の国営事業として、猪苗代湖の湖水を利用する安積疏水が完成すると、安積原野の開拓事業が本格化しました【旧福島尋常中学校本館（国重文・郡山市）、開成館（県重文・郡山市）、日本遺産（未来を拓いた「一本の水路」～大久保利通「最後の夢」と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代

～)】。

江戸時代から発達した県北地域を中心とする蚕糸業は、近代に入り外貨獲得産業として、日本資本主義の花形産業となり、県南地方や会津地方でも発達しました【旧亀岡家住宅（国重文・伊達市）、伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具（国有形民俗・伊達市）、旧小野家住宅（市重文・福島市）など】。

【文化】

神社の祭礼等で行われる芸能である、神楽、田楽は伝承した系譜をたどることが可能な、古風な姿をよく伝えるものが多く見られます【石井の七福神と田植踊（国無形民俗・二本松市）など】。

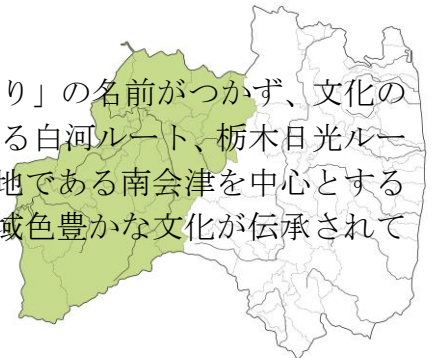
また、主産業である農業に関わる習俗も多くあります。神霊を招き、託宣を聞き、翌年の豊穰を予祝する金沢の羽山ごもり（国無形民俗・福島市）に代表されるような古からの民間信仰の祭儀が伝承されています。

各地域に受け継がれている年中行事には、農村形態を維持し、集落の結束を促す効果のあるものや集落の魔除けとして受け継がれてきた民俗など、地域性豊かな文化財を見ることができます【岡山の水かけ祭り（県無形民俗・福島市）、オニンギョウサマ製作の習俗（県無形民俗・田村市）など】。

そのほか、人びとが興行や映画上映などを楽しんだことを示す文化財も受け継がれています【旧広瀬座（国重文・福島市）】。

③ 会津地方

会津地方には、浜通り地方や中通り地方のように「通り」の名前がつかず、文化の交流は、阿賀野川水系の日本海ルートや奥羽山脈を越える白河ルート、栃木日光ルートなどにより会津盆地にもたらされました。一方、山間地である南会津を中心とする地域では、街道や只見川からの文化の融合とともに、地域色豊かな文化が伝承されていることが特徴です。



【自然】

本県の檜枝岐村と新潟県、群馬県に跨がる特別天然記念物尾瀬を始め、湿原が多く点在しています【駒止湿原（国天然記念物、昭和村、南会津町）、雄国沼湿原植物群落（国天然記念物、北塩原村）】。会津若松市にある赤井谷地沼野植物群落（国天然記念物）は、湖成層の上に泥炭層が堆積し、亜寒帯植物の生息する高層湿原として、学術上も貴重とされています。また、猪苗代湖【猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地、猪苗代湖のミズスギゴケ群落（国天然記念物、猪苗代町）と磐梯山【見祢の大石（国天然記念物、猪苗代町）】、裏磐梯の湖沼群は雄大な自然景観を呈するとともに、貴重な動植物の生息する地域となっています。

【歴史】

○ 原始・古代

猪苗代湖の西岸に広がる台地上には、3万年前とされる、後期旧石器時代のキャン

ブ地が多く発見されています（笹山原遺跡群・会津若松市）。

縄文時代の集落跡も多く調査されています。最も集落跡が増加した中期には、只見川流域などを中心に装飾性の高い土器を製作する集落が営まれました【法正尻遺跡出土品（国重文・猪苗代町／磐梯町）、石生前遺跡出土品（県重文・柳津町）、上小島遺跡（西会津町）、窪田遺跡（県史跡・只見町）】。また、晩期には植物性の編組製品や木工品に卓越した技術が認められる、荒屋敷遺跡出土品（国重文・三島町）があります。

弥生時代初期の土器型式である、西日本で使用された遠賀川式土器が会津地方の遺跡から出土しています【墓料遺跡（会津若松市）、荒屋敷遺跡（三島町）】。また、過去の発掘調査の成果により、弥生時代を通じて墓制の変遷を追うことができます【油田遺跡（会津美里町）など】。特に後期に見られる方形周溝墓【桜町遺跡（湯川村）、館ノ内遺跡（喜多方市）など】は、大型の墓であり集落内に権力を持つ人物が誕生したことを伺わせます。また、同時期には北陸地方の影響が強い土器が出土しており、文化の流入が認められます。

古墳時代前期には、会津盆地に次々と大型の前方後円墳が造られます【亀ヶ森・鎮守森古墳（国史跡・会津坂下町）、会津大塚山古墳（国史跡・会津若松市）】。特に会津大塚山古墳からは、三角縁神獣鏡を含め多彩な副葬品が確認されています【会津大塚山古墳出土品（国重文・会津若松市）】。中期には、古墳以外に豪族居館などが発掘されています【古屋敷遺跡（国史跡・喜多方市）】。

須恵器の一大生産地であった、大戸古窯跡群（県史跡・会津若松市）の製品は陸奥国府の多賀城へも送られました。窯跡が操業した時期には、会津盆地で大規模な集落跡が営まれました。中には、掘立柱建物で建物が構成される集落や、木簡が出土した遺跡もあります。

また同時期には、多くの文化財を今に残す仏教文化が広がりました。僧徳一が開山した慧日寺【慧日寺跡（国史跡・磐梯町）】で大伽藍が造成されたことを始め、国宝木造薬師如来及両脇侍像（湯川村）などの多くの仏像【木造阿弥陀如来及び両脇侍坐像（国重文・喜多方市）、木造金剛力士立像（国重文・会津美里町）、木造千手観音立像（国重文・会津坂下町）など】や非常に貴重な仏教に関わる文化財が多く残されています【一字蓮台法華経（国宝・会津美里町）、白銅三鈷杵（国重文・磐梯町）など】。

○ 中世・近世

相模国三浦氏の一族が奥州合戦後に会津を所領として与えられたといわれています【伝佐原義連の墓（県史跡・喜多方市）】。南北朝期には三浦一族の佐原氏とともに新宮氏が喜多方地方で勢力を振るいましたが、蘆名氏によって滅亡に追い込まれ【会津新宮城跡（国史跡・喜多方市）】、その後蘆名氏が戦国大名として成長していきました【向羽黒山城跡（国史跡・会津美里町）、柏木城跡（北塩原村）】。南会津地域では、河原田氏、山内氏、長沼氏が領地を持ち、多くの山城跡が遺跡として残されています。

天正17年（1589）に蘆名氏が滅して伊達政宗が治めることになりましたが、翌年の豊臣秀吉の奥羽仕置によって蒲生氏郷が配置され、東北の要としての役目を担うようになりました。【若松城跡（国史跡・会津若松市）】。その後、上杉景勝が会津に移封されますが、その支配は関ヶ原の戦いにより短期間で終了し、蒲生氏、加藤氏の支配を経て、保科正之が会津に移封されると、幕末まで会津松平氏が会津藩主を担いました

【会津松平氏庭園（国名勝）、会津藩主松平家墓所（国史跡・会津若松市、猪苗代町）など】。

藩政下では、武家文化と城下町の形成による町人文化が栄え、漆器や日本酒、蠟、からむし、焼き物、薬用人参などの生産が発達しました。また、現在の会津若松市の札の辻から放射状に各地を結ぶ会津五街道が整備されました【歴史の道（佐渡路、八十里越、会津・米沢街道、白河・会津街道、下野街道（国史跡・下郷町、会津美里町））、大内宿（重伝建・下郷町）、一里塚、旧一戸村制札場（県史跡・喜多方市）】。会津地方の当時の生活を知ることができる中近世の地方文書も多く残されています【築田家文書（県重文・会津若松市）、宮城家文書（県重文、西会津町）、長谷部家文書（県重文、只見町）など】。

幕府直轄領であった南会津では、南山御蔵入騒動と呼ばれる百姓一揆が起きました。江戸時代中期以降は、会津のみならず県内域で大規模な一揆が度々起こっています。慶応4年（1868）に起こった戊辰戦争では、東北・越後の諸藩による奥羽越列藩同盟が新政府軍と対峙し、会津を始め白河・二本松・いわきなど県内各地が戦場となりました。会津藩は、若松城での約1カ月の籠城戦の末に降伏しました【若松城跡（国史跡）、旧滝沢本陣（国史跡）旧滝沢本陣横山家住宅主屋・座敷（国重文）、会津白虎隊士墳墓域（登録記念物）・会津若松市】。

○ 近代・現代

明治時代前半は、会津地方においても自由民権運動が盛んとなり、いわゆる激化事件の先駆けとなる喜多方事件が起きました。また、戊辰戦争からの復興が進められた若松では、明治32年（1899）に県下で初めて市制が施行されました。

【文化】

他地方と同様、主産業であった農業の伝統文化が色濃く残されているとともに、山地や雪国で生活する生活道具、技術、風習が受け継がれています【会津の染型紙と関係資料（県有形民俗・喜多方市）、三島のサイノカミ（国無形民俗・三島町）、会津のからむし生産用品と製品（国有形民俗・昭和村）、奥会津の山村生産用具及び民家（国有形民俗・南会津町）など】。

また、民間の信仰を反映した会津三十三観音詣り等【日本遺産（会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～）】に代表される習俗とそれに伴う仏教関連建造物が多く残されています【熊野神社長床（国重文・喜多方市）、円満寺観音堂（国重文・西会津町）など】。古来の様式に則った祭礼が多く残されています【田島祇園祭のおとうや行事（国無形民俗・南会津町）など】。

奥会津地方では、江戸時代中期に伝わった村芝居が熱心に伝習されてきました。現在においても檜枝岐歌舞伎【県無形民俗・檜枝岐村】などが上演されていますが、残された農村舞台や歌舞伎衣装にその盛行の面影を見ることができます【檜枝岐の舞台（国有形民俗・檜枝岐村）、大桃の舞台（国有形民俗・南会津町）、南郷の歌舞伎関連資料（県有形民俗・南会津町）など】。

※ 文化財の標記【文化財名称（種別・所在市町村）】

種別・・・国（県）史跡（国（県）指定史跡）、国（県）名勝（国（県）指定名勝）、国（県）天然記念物（国（県）指定天然記念物）、国重文（国（県）指定重要文化財）、国（県）有形（無形）民俗（国（県）指定重要有形（無形）民俗文化財）、重伝建（重要伝統的建造物群）

4 市町村の特色ある関連文化財群

本県の59市町村には、それぞれに魅力のある歴史文化が息づいています。ここでは、各市町村が選んだ、域内で特色のある関連文化財群を紹介します。各市町村に選ばれた文化財群は、地域色豊かで、地域のアイデンティティとしての役割、また来訪者を魅了する素材としての役割を担っています。今後、こうした関連文化財群を計画的に保存、活用することが求められます。

表2 市町村別の特色ある関連文化財群(1)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
1 福島市	ふくしまの絹文化	江戸時代に幕府より「奥州蚕種本場」銘を得て蚕糸業の中心として商業が栄え、明治期には生糸の集積地として金融の中心地として東北初の日本銀行支店が設置されるなど、福島の経済発展の礎となった。また、農家での自家まゆを用いた絹の手前織り文化が存在するとともに養蚕に関わる年中行事の多さなど養蚕・製糸業が盛んであった福島市の人々の生活に根付いた文化である。	①絹の手前織り文化(・養蚕・製糸用具・機織り用具・織り型帳・手前織りによる絹織物)②旧小野家(市指定)③瓶子家住宅主屋(国登録)④阿部家住宅蚕蔵(国登録)⑤旧広瀬座(国指定)
2 川俣町	川俣町と絹織物	川俣町は養蚕と絹織物で栄えた町である。町に機織りや養蚕の技法を伝えたといわれる小手姫の像や小手姫を祭る機織神社がある。シルクピア内のおりもの展示館では織物の変遷を知ることができ、実際に機織りも体験することができる。川俣町の絹文化を身近に感じられる施設である。	①川俣町中央公園 ②大清水機織御前堂旧跡地(町指定)③小手姫神像④機織神社⑤シルクピア(おりもの展示館)
3 桑折町	伊達氏がひらいた郷土	桑折町には、桑折西山城跡、伊達朝宗の墓所(下万正寺遺跡)、観音寺等、伊達氏ゆかりの歴史的遺産が数多くある。江戸時代に桑折宿として栄えた中心市街地も、伊達氏が桑折西山城に移転した時期に移転しており、この宿で奥州街道から分岐した羽州街道は、中世伊達氏の奥州と羽州の領土を結ぶ街道を礎としている等、現在につながる歴史をたどることができる。	①桑折西山城跡(国指定)②観音寺観音堂(町指定)③万正寺の大カヤ(県指定)④伊達朝宗の墓所⑤つつじヶ岡遺跡(町指定)⑥諏訪神社⑦旧伊達郡役所(国指定)⑧旧桑折宿の町並み⑨奥州・羽州街道の追分

表3 市町村別の特色ある関連文化財群(2)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
4 伊達市	中世伊達氏の誕生から近代蚕糸業までの街並みと変化	中世伊達氏の誕生と繁栄の中で形成されてきた景観は、その後の歴史の変遷の中で変化した。また、江戸時代以降、伊達地方で先進的に進められてきた蚕種製造や生糸生産により、住宅様式だけではなく街並みの発展と変化に大きな影響を与えてきた。	①霊山(国指定)②宮脇廃寺跡(国指定)③伊達氏梁川遺跡群(国指定)④梁川城跡及び庭園(県指定)⑤旧梁川亀岡八幡宮並びに別当寺境域(県指定)⑥高子館跡⑦霊山碑(市指定)⑧旧亀岡家住宅(国指定)⑨旧熊倉家住宅(国登録)⑩八幡神社本殿(市指定)⑪龍宝寺山門(市指定)⑫龍宝寺鐘楼(市指定)⑬木造聖観音菩薩坐像(市指定)⑭本覚寺楼門(市指定)⑮木造毘沙門天立像(市指定)⑯松前家寄進蝦夷錦打敷(市指定)⑰松前家寄進膳椀(市指定)⑱松前家寄進駕籠(市指定)⑲蠣崎広年献納石灯ろう(市指定)⑳伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具(国指定)㉑霊山神社濫觴武楽隊の舞(市指定)㉒北又の獅子舞(市指定)
5 国見町	みちのくの交流のまち国見	国見町は古来福島盆地北縁の山並みが障壁となり、境界の地として阿津賀志山防塁に象徴される奥州合戦という時代の転換点となる出来事が刻まれた。また、交通路の整備・物流の発展に伴い、交通の要衝としての側面が高まり、各宿場に繁栄をもたらした。境界の地である国見町は、同時に交流の地として発展してきた。	①塚野目第一号墳(県指定)②徳江廃寺跡③大境(御境)④下紐の関跡(石母田弁天神社)⑤三吉神社⑥硯石山(弁慶の硯石・踵清水)⑦義経まつり⑧阿津賀志山⑨阿津賀志山防塁(国指定)⑩藤田城跡(源宗山)(町指定)⑪鹿島神社⑫観音寺⑬経ヶ岡⑭厚根山故戦将士碑⑮中尊寺蓮⑯義経の腰掛松⑰石母田城跡(町指定)⑱塚野目城跡(町指定)⑲福聚寺・伊達朝宗夫人墓⑳伊達晴宗判物・伊達政宗書状(町指定)㉑徳江河岸㉒徳江小口留番所跡㉓西大枝深山神社の廻米絵馬(町指定)㉔藤田宿㉕旧奥州道中国見峠長坂跡(町指定)㉖芭蕉記念碑(伊達の大木戸)㉗奥山家住宅主屋・洋館(国登録)㉘旧藤田駅㉙農業市㉚だるま市㉛小坂宿㉜小坂口留番所跡㉝松蔵寺㉞旧羽州街道小坂峠道跡(町指定)㉟貝田宿㊱貝田口留番所跡㊲最禅寺㊳貝田姥神沢旧鉄道レンガ橋(町指定)㊴観音寺観音堂汽車絵馬(町指定)㊵奥山忠雄家文書㊶佐藤家住宅(佐野屋)㊷松田家住宅主屋㊸松田家住宅石蔵

表4 市町村別の特色ある関連文化財群(3)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
6	二本松市	二本松のものふ	<p>東北支配の要地として多くの武士たちで栄えた二本松市には、城館跡をはじめ、中世から近世にかけての歴史的特徴を持つ文化遺産が数多く存在する。それらは、二本松に生きる人々の礎として、現代まで受け継がれている。</p>	<p>①二本松城跡②杉沢の大スギ③木幡の大スギ④戒石銘(以上国指定)⑤洗心亭⑥隠津島神社三重塔⑦二本松の提灯祭り⑧木幡山(以上県指定)⑨木幡山隠津島神社拝殿・本殿⑩木幡山門神社本殿⑪丹羽氏歴代画像⑫狩野益信筆西村志摩之助画像⑬丹羽光重自画自賛像⑭十一面観音立像⑮白狐の大額⑯木造彩色千手観音菩薩立像⑰相生集⑱浮彫阿弥陀三尊来迎供養塔婆⑲畠山義国位牌・厨子⑳扁額「敬学」及び敬学館教科書㉑原瀬の長獅子㉒源頼政鶴退治の図㉓丹羽長国奉納歌額㉔竹田・根崎用水路跡㉕二本松藩主丹羽家墓所㉖霞ヶ城の傘マツ㉗二本松城跡箕輪門のアカマツ㉘二本松城跡のイロハカエデ㉙西念寺の臥龍の松㉚片倉のナシの木(以上市指定)㉛田地ヶ岡館跡㉜小浜城跡㉝宮森城跡㉞四本松城跡㉟百目木城跡㊱小手森城跡㊲住吉山城跡㊳田小屋館跡㊴栗ノ須古戦場跡㊵大壇口古戦場㊶供中口古戦場㊷戦死七人の碑㊸称念寺㊹二本松神社㊺大隣寺㊻龍泉寺㊼長谷観音堂㊽誠心寺</p>
7	大玉村	あだちの王の里	<p>南東北にも多くの古墳が確認されているが、大玉村には福島県中通り地方で最も古い古墳があるだけでなく、周辺市町村と比べても古墳が造られていた時代の幅が広く、密集して古墳が造られているという特徴をもつ。古墳群のほぼ中央にある「あだちの里直売所」は、観光や村の情報発信に大きな役割を果たすものと考えられる。古墳群を結び散策ルートとしても活用が図られる。なお、村内の指定と未指定の文化財全てを「おおたま遺産」と捉え、村内には数多くの「おおたま遺産」が残る。</p>	<p>①古墳[二子塚古墳(県指定)・傾城壇古墳(県指定)・温石古墳(村指定)・金山古墳・谷地古墳群・産土古墳・供養壇古墳・六社山古墳群・久遠壇古墳・堂ヶ久保古墳群・前山1号墳・蝦夷穴古墳群]②天然記念物[馬場ザクラ(国指定)・十楽院のカヤ(村指定)・相応寺のしだれ桜(村指定)]③民俗芸能[本揃田植え踊り(村指定)・神原田神社十二神楽(村指定)・玉井二区太鼓台運行(村指定)]④仏像[鉄造観音菩薩立像(村指定)・薬師如来三尊像(村指定)・相応寺薬師堂十二神将(村指定)・木造徳溢大師坐像(村指定)]⑤絵馬[日枝神社三十六歌仙絵馬(村指定)・神原田神社の絵馬(村指定)・玉井神社の三十六歌仙絵馬(村指定)・天王下八坂神社の三十六歌仙絵馬(村指定)]⑥名勝[玉の井(村指定)]⑦史跡[戦死三十一人墓(村指定)]⑧風俗慣習サイの神⑨石造文化財[十九夜塔・二十三夜塔・庚申塔など]⑩中世の板碑⑪いぐね(屋敷林)</p>

表5 市町村別の特色ある関連文化財群(4)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
8	本宮市	ふくしま「へそのまち」もとみや	安達太良山の麓に広がる古墳群と近世の宿場町。 市の中心部を流れる阿武隈川と、由緒ある寺院と神々の舞を訪ねる。	①天王壇古墳②安達太良神社③本宮宿と北本陣跡のクロマツ④本宮市立歴史民俗資料館⑤人取橋古戦場⑥蛇の鼻御殿⑦岩井の清水と文学碑⑧五百川供養塔⑨阿弥陀三尊供養塔⑩岩角山⑪わんだの清水⑫城ノ内古戦場⑬高松ふれあい広場⑭高松山観音寺⑮白岩の太々神楽⑯浮島神社の大ケヤキ⑰塩ノ崎の大ザクラ
9	郡山市	近代郡山発展の礎—安積開拓と安積疏水—	明治初期に行われた安積開拓と安積疏水開削が水力発電や送電につながり、近代郡山発展の礎となった。	①旧福島県尋常中学校本館(国指定) ②開成館(県指定)③安積開拓官舎—旧立岩一郎邸—(市指定)④安積開拓入植者住宅—旧小山村—(市指定)⑤安積開拓入植者住宅—旧坪内家—⑥安積開拓発祥の地(市指定)⑦開成山大神宮⑧開成山公園⑨郡山公会堂(国登録)⑩安積疏水麓山の飛瀑(国登録)
10	須賀川市	「みち」からひろがる「まちづくり」	各時代の主要道が通った須賀川市は、古代から現代に至るまで、「みち」との関わりの中で、城下町や宿場町など、政治経済の拠点を作りながら、「まちづくり」を進めてきた。 奈良時代には、東山道(推定)の沿線に陸奥国石背郡の役所である石背郡衙(栄町遺跡)やそれに関連する寺院(上人壇廃寺跡)が、室町時代には、奥大道から会津街道に至る沿線に足利氏の奥州での拠点となった稲村御所が置かれた。また、江戸時代には奥州街道沿いに置かれた須賀川宿が繁栄し、現在も須賀川宿があった地区を中心に市街地が形成されている。	①東山道(推定)②奥大道③奥州街道④会津街道⑤福島空港⑥上人壇廃寺跡(国指定)⑦うまや遺跡⑧栄町遺跡⑨宇津峰(国指定)⑩稲村御所館跡⑪須賀川城跡⑫長沼城址(市指定)⑬須賀川町会所⑭須賀川産馬会社跡⑮県立須賀川病院(公立岩瀬病院)
11	鏡石町	自然と歴史の調和	各地に残る桜や名木、史跡を巡り豊かな自然と歴史に親しむ。	①鳥見山公園②鏡沼跡(町指定)③西光寺のたらよう(町指定)④笠地藏(町指定)⑤笠地藏のしだれ桜(町指定)⑥小栗山観音堂の櫓(町指定)⑦岩瀬牧場⑧オランダの鐘(町指定)
12	天栄村	豊かな自然、語り継がれてきた民話と偉人	名木、民話、人物を通して郷土の良さを再発見	①御鍋神社境内のサワラ(森の巨人たち百選:林野庁・県指定緑の文化財)②湯本観音様の大杉(県指定緑の文化財)③温泉八幡神社の大杉(県指定緑の文化財)④青龍寺観世音堂の大ヒノキ(村指定)⑤吉祥院境内の枝垂れ桜(村指定)⑥龍ヶ塚古墳(県指定)⑦湧井の清水(村指定)⑧武隈神社のお葉つき銀杏⑨河童の詫び証文⑩男神山の犬天狗

表6 市町村別の特色ある関連文化財群(5)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
13	石川町	自由民権運動発祥の地	石川町は東日本における自由民権運動発祥の地と言える。明治7年(1874)9月に石川区会所初代区長として赴任した河野広中は、地元有志らとともに自由民権運動の組織的な先駆けとなる「有志会議」を明治8年に結成し、明治11年には東日本初の民権結社「石陽社」の結成に至る。	【有形文化財】①鈴木家主屋及び門(町指定)②南山形矢内家住宅③慶應四戊辰日記④石川小学校日誌 【人物など】⑤石川区会所⑥有志会議⑦石陽社⑧第二嚶鳴社⑨河野広中⑩吉田光一⑪鈴木荘右衛門⑫鈴木重謙⑬吉田正雄⑭河野広休
14	玉川村	歴史遺産と自然を訪ねる空の玄関たまかわ	平安時代末期の造立である石造五輪塔を始めとする重要文化財や天然記念物、無形重要文化財等さまざまな文化財を見ることができる空の玄関福島空港がある玉川村。	①東福寺舎利石塔(国指定)②石造五輪塔(国指定)③川辺八幡神社のさかさ杉(県指定)④川辺八幡神社本殿一棟一間社流造 附棟札六枚(県指定)⑤東福寺木造薬師如来立像(県指定)⑥南須釜の念仏踊り(県指定)⑦首藤石川文書二巻三十四通(県指定)⑧宮ノ前古墳(県指定)
15	平田村	平田村の名勝・旧跡	山間地である平田村には、樹齢が数百年の桜や銀杏があり、古くから人々の目を楽しませている。また、じゃんがら念仏踊りが定着し、保存会が中心となり保存に努めている。	①樹里庵②駒形じゃんがら念仏踊(村指定)③蓬田館跡(村指定)④岩倉桜(村指定)⑤筒地の大銀杏(村指定)⑥十文辻の桜(村指定)
16	浅川町	花火の里浅川	江戸時代に始まった花火大会は、福島県最古の伝統ある花火大会であり、供養の花火大会として毎年8月16日に開催している。 現在は、春に「夜桜花火」、秋に「秋の刈り上げ豊秋花火」、冬に「除夜の花火」を開催し、四季折々の花火大会を開催している。	①浅川の花火(町指定)②城山公園③永昌寺④浅川町歴史民俗資料館
17	古殿町	中通り塩の道回廊	竹貫郷の文化、歴史を訪ねる。	①西光寺②市神の碑③古殿町郷土文化保存伝習施設④古殿八幡神社⑤廣覚寺⑥赤観音と爪書き地蔵
18	田村市	田村市と田村麻呂伝説	田村市には坂上田村麻呂にまつわる伝説が数多く語り継がれている。また、市内各地域に坂上田村麻呂ゆかりの地名や文化財も多く今に残している。 ※印は伝説に直接関連はないが該当神社等に所在する文化財	①大鎬矢神社※「御鉄鉢」(国指定)※「大鎬矢神社の夫婦獅子舞」(市指定)②明石神社の夜明石※「磐城街道沿いのオニギョウサマ製作の習俗」(県指定)※「明石神社の絵馬(10面)」(市指定)※「明石神社の算額」(市指定)③堂山王子神社本殿(付属棟札8枚)(国指定)※「堂山王子神社巡礼納札」(県指定)※「絵馬 神馬の図」(市指定)④鬼五郎・幡五郎太鼓⑤白鳥神社⑥お伊勢様の鍮摺石ザクラ(市指定)⑦五十人山の泉と石 ほか多数

表7 市町村別の特色ある関連文化財群(6)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
19	三春町	桜と三春駒の城下町	三春は滝ザクラを始めとする枝垂れ桜に彩られた山里で、戦国時代に田村氏が城を築き、歴代大名が整備した城下町には、三春駒など江戸時代の主産業である馬産から誕生した信仰文化が色濃く伝わる。	①三春滝ザクラ(国指定)②三春城趾(町指定)③田村氏掟書(県指定)④木造阿弥陀如来立像(県指定)⑤藩講所明德堂表門(町指定)⑥木造金剛力士像(町指定)⑦三春大神宮奉納白馬像・絵馬(町指定)⑧馬頭観音堂奉納絵馬(町指定)⑨雪村筆奔馬図(町指定)⑩三春駒・三春人形
20	小野町	自然の中にいきづく時・人・暮らし	小野町は、浜通りと中通りを結ぶ中間地点であり交通や産業の要所としてさまざまな要素を併せ持つ町特有の文化が形成された。自然豊かな環境の中で守られてきた文化財がその特色をあらわしている。	①諏訪神社の翁スギ媼スギ(国指定)②木造阿弥陀如来像及び両脇侍像(県指定)③木造地藏菩薩半跏像(県指定)④絵馬(油彩、洋人曳馬図)(県指定)⑤小野の獅子舞(大倉獅子舞・新田内長獅子舞・浮金小獅子舞)(県指定)
21	白河市	松平定信の足跡をたずねて	「寛政の改革」で知られる松平定信は、白河藩主として多くの足跡をのこしており、それらは白河の特色ある文化財として今に伝えられている。	【国指定】①小峰城跡②南湖公園③白河関跡④白川城跡【県指定】⑤白河城御櫓絵図⑥紙本着色源翁和尚行状縁起⑦絹本着色受苦図【市指定】⑧立教館跡⑨貞順院墓及び松平定業墓⑩境の明神⑪共楽亭⑫楯無鎧写【未指定等】⑬松平定信筆の書画⑭白河だるま⑮新地山
22	西郷村	馬と西郷村の歴史	戊辰戦争や飢饉で疲弊していた西郷村が近世から続く馬産により復興を果たした。馬質向上のためのアラビア馬の導入を行い、その種馬の菩提を弔うアラビア観音や御詠歌が作られている。それらの一つの成果が明治9年に小峰城跡で行われた天覧産馬である。また、明治30年に軍馬補充部白河支部が設置され、雇用を生み、生活向上が図られただけでなく、先進的な技術の導入といった側面においても、本村の近代における発展の一要素となった。旧事務所(現西郷村歴史民俗資料館)を始め、馬魂碑や関連土壘、アラビア観音等、今も各所に遺構が残っている。	①旧軍馬補充部白河支部事務所(村指定)②軍馬補充部関連土壘③馬魂碑④アラビア観音
23	中島村	東北唯一の短甲	平成23年9月に中島村町畑地区において、東日本大震災により被災した共同墓地の造成工事が行われた際、東北地方初例となる鉄製短甲(よろい)を含む武器・武具などの古墳副葬品が出土した。	①四穂田古墳出土品(県指定)②四穂田古墳③大塚古墳④町畑遺跡

表8 市町村別の特色ある関連文化財群(7)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
24 矢吹町	矢吹ヶ原の大地に今も残る豊かな自然と文化財	矢吹町は日本の歴史における戦後の開拓地の1つであり、開拓の精神は現代にも受け継がれている。矢吹ヶ原の大地には今も豊かな自然と文化財が残されており、主に古墳などが多く所在し阿武隈川流域と泉川沿岸に集中している。その中でも谷中古墳群や鬼穴古墳群は埴輪の存在と巨大な石室などの特徴から阿武隈川沿岸を支配する古墳時代後期の豪族の墓であったと推察されている。	【県指定文化財】①陣屋の二本カヤ②鬼穴古墳群 【町指定文化財】③国神館跡④下荒具古墳群⑤三城目獅子舞 平鍬踊り⑥谷中古墳群⑦五本松の松並木⑧原宿の熊野講⑨三十三観音磨崖仏群⑩大和内の天道念仏踊⑪明新供養塔⑫根宿天王祭太鼓⑬寺内阿弥陀堂供養塔⑭正福寺本堂格子天井絵84枚⑮阿弥陀湯供養塔三基⑯旧水戸街道常夜燈
25 泉崎村	いにしへの造形と思想	古墳時代の壁画をはじめ、江戸時代の社殿彫刻に至るまで、造形美術的な要素を含む文化財が多く発見されていることから、そこから当時の人々の思想を比較考察することができる。	①原山1号墳出土形象埴輪群(県指定) ②泉崎横穴(国指定)③関和久上町遺跡出土軒丸瓦④観音山磨崖供養塔婆群(浮彫阿弥陀三尊来迎像)(県指定)⑤武光地蔵⑥烏峠稻荷神社本殿彫刻
26 棚倉町	江戸時代の絵図を持って歩ける城下町	棚倉城を中心として東西南北に街道が整備されたが、現在に至るまで街道が、棚倉の交通・流通を支える大動脈として機能している。棚倉城の城下町は、東西南北に通じる街道の分岐点になっており、水戸街道を経て陸奥国に入る交通の要衝であったことが窺える。 現在、町の中心部を貫く県道には、南北に3つの矩折れを持っており、城下町の記憶を留める遺構となっている。メインストリートから1歩東西に入ると400年前の路地が現在でも残っているが、これは戦災にあっていないこと、近代の都市建設において大規模な地形改変を行わなかったことが影響している。街路の区画内も盛土されておらず、道を歩く目線で往時の町割りを感じることができる。街路には「食い違い」や「矩折れ」、「行き止まり」があるほか、路地の奥が段丘崖になっていて先が見えなかったり、時には沖積地を遠望できたりする。また、そこでは水郡線の汽車や、集落・水田を見ることができ、町の交通環境や多様な土地利用、生業の一端が窺える。	①棚倉城跡(国指定)②宇迦神社例大祭③八槻一里塚④逆川一里塚⑤山際一里塚⑥希望の桜 ⑦天狗党の墓⑧八槻宿⑨堤宿⑩戸中宿

表9 市町村別の特色ある関連文化財群(8)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
27 塙町	天領『塙代官所陣屋跡』と日本初の庶民公園『向ヶ岡公園』 一名代官「寺西重次郎封元」の功績をたどる一	天領だった塙の地には陸奥国白川郡塙代官所が置かれ、名代官と謳われた寺西重次郎封元は、庶民の教化や子育て支援などに優れた行政手腕を発揮し、庶民から慕われ生祠された。また、塙代官所では、様々な事件や騒動を裁き、水戸天狗党の田中愿藏の処刑を執行するなど、塙町の近世史に深い関わりを持っている。	①陸奥代官塙陣屋跡(町指定)②銅造地藏尊半跏像(町指定)③向ヶ岡公園(町指定)④向ヶ岡公園の桜(県指定)⑤桜木橋⑥桜木町⑦寺西神社⑧寺西八力条⑨寺西十禁の制⑩子孫繁昌手引草⑪誕育冢碑⑫風呂山公園⑬勤王志士田中愿藏傳の碑⑭田中愿藏刑場跡の碑⑮田中愿藏着用の鎖帷子⑯戸塚騒動⑰こんにやく騒動
28 矢祭町	緑と水の景勝地	矢祭町には、八溝山の天然林、滝川溪谷など、古くから変わらずある自然の景勝地を、今に残している。	①八溝山天然林②滝川溪谷③戸津辺のサクラ(県指定)④久慈川⑤矢祭山
29 鮫川村	源流の奇岩と民話	奇岩・怪石には訳がある	①江竜田の滝②取上石③強滝④天狗橋
30 会津若松市	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～	磐梯山信仰を取り込み東北地方で最も早く仏教文化が開いた会津は、今も平安初期から中世、近世の仏像や寺院が多く残り「仏都会津(ぶつとあいづ)」とよばれる。その中でも三十三観音巡りは、古来のおおらかな信仰の姿を今に残し、広く会津の人々に親しまれている。	①野寺薬師堂②延命寺地藏堂(国指定)③八葉寺阿弥陀堂(国指定)④会津三十三観音…第12番札所 田村山観音、第13番札所 館観音、第14番札所 下荒井観音、第15番札所 高瀬観音、第16番札所 平沢観音、第17番札所 中ノ明観音、第18番札所 滝沢観音、第19番札所 石塚観音、第20番札所 御山観音⑤町廻り三十三観音⑥旧正宗寺三匠堂(国指定)
31 磐梯町	会津仏教文化の源	平安時代の初め、徳一がこの地に開創した慧日寺は、平安時代を通して大きく興隆し、東国屈指の大寺院となった。ここを拠点に多くの文物が将来し、仏教文化のみならず会津地方の文化形成にも長く大きな影響を及ぼした。今日、“仏都会津”とも称されるその所以は、この慧日寺があったからといっても過言ではなく、まさに会津仏教文化の源と呼ぶにふさわしい。	①慧日寺跡(国指定)②磐梯神社③磐梯神社の舟引祭りと巫女舞(県指定)④本寺地区門前集落⑤恵日寺本堂(町指定)⑥恵日寺山門(町指定)⑦仁王門(町指定)⑧薬師堂(町指定)⑨徳一大師廟(町指定)⑩金耀墓塔(町指定)⑪乗丹坊墓塔(町指定)⑫不動院龍宝寺不動堂(町指定)⑬舟曳き神事用具神職の古面他3点(町指定)⑭厩嶽山馬頭観音菩薩坐像(町指定)
32 猪苗代町	磐梯山と猪苗代湖	猪苗代町は、福島県のほぼ中央に位置する猪苗代湖の北岸に面し、東西北の三方を秀峰会津磐梯山をはじめとする吾妻、安達太良、川桁山系の山々に囲まれ、山と湖が織りなす雄大で美しい自然に包まれながら、磐梯山麓には、会津藩祖保科正之公を祀る土津神社(会津藩主松平家墓所)、猪苗代城跡があり、猪苗代湖畔には、猪苗代が生んだ世界の偉人「野口英世博士」の生家や天鏡閣など多くの名所旧跡を有し、自然資源と文化資源が融合した町。	①見祢の大石(国指定)②磐梯神社③会津藩主松平家墓所(国指定)④猪苗代城跡附鶴峰城跡(県指定)⑤猪苗代湖のミズスギゴケ群落(国指定)⑥猪苗代湖のハクチョウおよびその渡来地(国指定)⑦天鏡閣(国指定)⑧旧高松宮翁島別邸(国指定)⑨野口英世生家主屋(国登録)⑩紙本墨書猪苗代兼載八代集秀逸(県指定)⑪小平瀧天満宮本殿(町指定)⑫会津の三十三観音めぐり(日本遺産)⑬未来を拓いた「一本の水路」(日本遺産)

表 10 市町村別の特色ある関連文化財群(9)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
33 喜多方市	飯豊山と阿賀川がつなぐ人々と文化	<p>喜多方市は、会津盆地の北に位置する。北西には飯豊連峰が連なり、市の東部、西部、北部地域を中心に山林が広がる一方、中心部から南部にかけては平坦な地形で、南端には阿賀川が流れている。その2,000mにもなる標高差は、自然の多様性を生み、人々の生活にも影響している。</p> <p>また、霊峰として名高い飯豊山は、豊富な伏流水によって人々の生活を潤してきた。日本海へと繋がる阿賀川は人や物を運ぶ役割を果たし、他地域との交流を盛んにさせた。このような多様性溢れる環境の中で、特色ある文化が生み出されてきた。</p>	<p>①虚空蔵森古墳②灰塚山古墳③天神免古墳群④山崎横穴古墳群(市指定)⑤古屋敷遺跡(国指定)⑥内屋敷遺跡⑦松野千光寺経塚出土品(県指定)⑧新宮熊野神社の宗教遺物群(国指定、県指定、市指定)⑨飯豊山信仰(県指定、市指定)⑩伝・佐原義連の墓(県指定)⑪会津新宮城跡(国指定)⑫願成寺の宗教遺物群(国指定、県指定)⑬塚原館跡⑭小田付館跡⑮慶徳寺⑯示現寺の宗教遺物群(国指定、県指定、市指定)⑰道標(市指定)⑱小田付重要伝統的建造物群保存地区(国選定)⑲旧甲斐家蔵住宅(国登録)⑳旧手代木家住宅(県指定)㉑旧外島家住宅(県指定)㉒会津の染型紙と関係資料(県指定)㉓会津の御田植祭(国指定)㉔会津の三十三観音めぐり(日本遺産)㉕下柴の彼岸獅子(県指定)㉖中村の彼岸獅子㉗醸造業(酒、味噌、醤油)㉘食文化(喜多方ラーメン、そば、こづゆ等)</p>
34 北塩原村	会津・米沢街道。峠の道を歩む人々の歴史	<p>会津と米沢を結ぶ街道を往来した人々が紡ぐ歴史資産と磐梯山噴火後の景勝地の数々が織りなす歴史と自然景観のコラボレーション。</p> <p>会津蘆名氏と米沢伊達氏、戦国時代南東北の覇者をめぐる舞台。上杉景勝家臣団移封の道筋。江戸時代の産品(山塩・木地・鉾山)や領国境巡検使の往来、幕末動乱期の峠越え。明治21年磐梯山水蒸気爆発で桧原湖底に沈む桧原宿と、その後の裏磐梯復興への歩み。</p>	<p>①会津・米沢街道 桧原峠越②柏木城跡(村指定)③綱取城跡(村指定)④小谷山(桧原)城跡(村指定)⑤戸山城跡⑥樟の一里塚(村指定)⑦八丁壇の一里塚(村指定)⑧鷹ノ巣一里塚(村指定)⑨旧米沢街道松並木(村指定)⑩桧原金山精錬所跡(村指定)⑪漆の石佛(村指定)⑫桧原山神社参道⑬桧原の湖底林⑭桧原山神社の絵馬(村指定)⑮高札 五榜の掲示(村指定)⑯大塩の山塩生産用鉄釜(村指定)⑰五色沼湖沼群⑱磐梯山火口壁と銅沼の景観⑲雄国沼の景観⑳雄国沼湿原植物群落(国指定)</p>
35 西会津町	歴史の道「越後街道」をゆく	<p>西会津町は古くから交通の要衝の地であり、江戸時代に越後街道が確立すると5つの宿場と1つの間宿や一里塚ができ、賑わいを見せた。特に野沢宿は越後街道三大宿場の1つに数えられ、市が立つなど大変繁盛し、その模様が十返舎一九の『金草鞋』に記されている。また、明治時代にイザベラ・バードが泊まった茶屋が車峠にあり、その風景などを称賛している。この宿場の経済力が礎となり、のちの世に文化的な面で花開くこととなる。</p>	<p>①束松峠②間宿・軽沢③野沢の一里塚④野沢宿⑤野沢本陣跡⑥上野尻宿⑦下野尻宿⑧車峠⑨白坂宿⑩宝川の一里塚⑪宝川宿⑫鳥井峠</p>

表 11 市町村別の特色ある関連文化財群(10)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
36	会津坂下町	会津山辺の道	会津盆地西北部に開花した文化の軌跡 会津盆地西北部の平野部から山際へ続く道沿いに数多くの文化財がある。	①恵隆寺観音堂(国指定)②木造千手観音立像(国指定)③旧五十嵐家住宅(国指定)④木造薬師如来坐像(国指定)⑤陣が峯城跡(国指定)⑥亀ヶ森・鎮守森古墳(国指定)⑦木造阿弥陀如来坐像(県指定)⑧木造薬師如来坐像(町指定)⑨高寺山遺跡
37	湯川村	村人が守る国の宝	会津のへそといわれる当村において、密教の祖である最澄や空海の論敵として活躍した徳一の開山伝承をもつ古刹「勝常寺」が存在する。特に仏教文化の精華となる仏たちは東北では類を見ない。また、安置される仏像や寺宝には、約1,200年の間、村人によって連綿と守られてきた物語がある。	【勝常寺の有形・無形文化財群】①木造薬師如来坐像及び両脇侍像(国宝)②勝常寺薬師堂(国指定)③木造十一面観音立像(国指定)④木造地藏菩薩立像:雨降り地藏(国指定)⑤木造聖観音立像(国指定)⑥木造四天王立像(国指定)⑦木造地藏菩薩立像(国指定)⑧木造天部立像:伝虚空蔵菩薩像(国指定)⑨木造僧形坐像:伝徳一菩薩像(村指定)⑩絹本着色両界曼荼羅図(村指定)⑪紙本着色真言八祖像掛軸(村指定)⑫紙本着色十二天画像掛軸(村指定)⑬木造不動明王像(村指定)⑭木造十二神将立像(村指定)⑮会津大念仏講(県指定)・勝常の念佛踊り(村指定)⑯華瓶(村指定)⑰勝常寺文書
38	柳津町	只見川と自然が育んだ信仰の里	日本を代表する縄文土器が多数発掘されたわが町は、福満虚空蔵尊圓藏寺を中心に栄えた信仰の町であり、その伝統文化は、うぐい伝説、赤べこ伝説とともに、赤べこ発祥の町として今に受け継がれている。	①石生前遺跡出土品(県指定)②うぐい生息地(国指定)③奥之院弁天堂(国指定)④福満虚空蔵尊圓藏寺菊光堂⑤赤べこ伝説⑥うぐい伝説⑦七日堂裸まいり⑧念仏太鼓⑨霊まつり流灯花火大会

表 12 市町村別の特色ある関連文化財群(11)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
39 会津美里町	神仏の息吹を感じるまほろばの里	<p>本町域には、法用寺・龍興寺・法幢寺・福生寺など仏都会津を代表する寺々や、会津文化発祥の伝承を持つ伊佐須美神社を始めとする多くの神社が存在し、そこには数多くの文化財が残されている。</p> <p>本町の各集落には、これらの神社仏閣が信仰の対象としてだけでなく、祭事や伝統行事を執り行う中で、集落の人々が集まり、つながりを確認するための場という役割を担ってきているのが特徴である。</p>	<p>【龍興寺】①一字蓮台法華経開結共(国宝)②絹本着色両界曼荼羅(県指定)③天海僧正両親の墓(町指定)【弘安寺・中田観音】④弘安寺旧観音堂厨子(国指定)⑤銅像十一面観音及脇侍不動明王・地藏菩薩立像(国指定)【法用寺】⑥法用寺本堂内厨子及び仏壇(国指定)⑦法用寺観音堂(県指定)⑧法用寺三重塔附板絵図(県指定)⑨木造金剛力士立像(国指定)⑩木造十一面観音立像(県指定)⑪木造十一面観音立像(県指定)⑫伝・得道上人坐像(県指定)⑬銅鐘(県指定)⑭十一面観音板木(県指定)⑮虎の尾桜(町指定)【伊佐須美神社】⑯会津の御田植祭(国指定・伊佐須美神社の御田植祭)⑰木造狛犬(県指定)⑱伊佐須美神社のフジ(県指定)⑲薄墨桜(町指定)【その他】⑳常福院薬師堂(国指定)㉑福生寺観音堂(国指定)㉒左下り観音堂(県指定)㉓大宝院不動堂附棟札(町指定)㉔銅像阿弥陀如来及両脇侍立像(国指定)㉕木造十一面観音立像(県指定)㉖木造聖徳太子立像(県指定)㉗木造薬師如来坐像(県指定)㉘木造吉祥天立像(国指定)㉙朱漆金銅装神輿(国指定)㉚米沢の千歳ザクラ(県指定)㉛天明飢饉之図(町指定)㉜江川長者伝説㉝法用寺御水餅 他多数</p>
40 三島町	縄文時代とのつながりを想起させる編み組文化	<p>縄文時代の晩期を中心とする荒屋敷遺跡の出土品の中に編み組製品が数点出土したこと、また当町が編み組細工を中心に次世代に技術を継承していく「生活工芸運動」に取り組み現在も工人が多数いることを結びつけ、関連文化財群とした。</p>	<p>①福島県荒屋敷遺跡出土品(国指定)②奥会津編み組細工(伝統的工芸品)③編み組細工の製作技術④編み組細工の継承者(工人)たち⑤民具として収集した編み組細工</p>
41 金山町	未来に伝えたい「かねやまの宝」	<p>金山町には、未来の子供たちへ伝えたい「宝」がたくさんあります。四季折々に表情を変える豊かな自然、暮らしを彩る伝統文化、歴史を今に伝える文化財など。</p>	<p>①沼沢湖②聖観音座像③旧五十島家住宅④温泉⑤玉縄城跡⑥中丸城跡⑦天然炭酸水⑧鮭立磨崖仏⑨またたび細工⑩山入歌舞伎</p>

表 13 市町村別の特色ある関連文化財群(12)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
42	昭和村	緑の回廊	自然と景観、からむしに関する文化。	①からむし工芸博物館(会津のからむし生産用具及び製品(国指定)、からむし(苧麻)生産・苧引き(国選定)、昭和村からむし織(県指定)、昭和村のからむし生産用具とその製品(県指定)、奥会津昭和からむし織(伝統的工芸品))②水芭蕉としらかばの杜(村指定)③玉川溪谷・藤八の滝④矢ノ原湿原(村指定)⑤冷湖の霊泉⑥卵池⑦喰丸小とイチョウ⑧駒止湿原(国指定)
43	南会津町	自然と歴史、伝統芸能が織りなす町	南会津町は面積の91%が森林で占められているが、国指定天然記念物「駒止湿原」をはじめとした自然遺産の多様さと、国指定重要無形民俗文化財「田島祇園祭のおとうや行事」による会津田島祇園祭を中心とした伝統文化・風習、南郷の早乙女踊や子供歌舞伎等の民俗芸能など、地域の特色ある多彩な文化遺産が息づいている。	①田島祇園祭のおとうや行事(国指定)②駒止湿原(国指定)③大桃の舞台(国指定)④南会津町前沢伝統的建造物群保存地区(国選定)⑤南郷の早乙女踊(県指定)⑥古町の大イチョウ(県指定)⑦伊南の歌舞伎衣装と道具(県指定)⑧嶋山城跡(県指定)⑨久川城跡(県指定)
44	下郷町	会津と江戸を結ぶ歴史の道「下野街道」	会津五街道の一つである下野街道は、江戸への最短の道であり、参勤交代や廻米の輸送路として政治的・経済的に重要な街道だった。沿道には、重伝建地区の大内宿をはじめ数多くの文化的遺産が存在している。	①下野街道(国指定)②三郡境の塚③大内峠見晴宜敷場所④高清水⑤大内峠の茶屋跡⑥大内峠古戦場⑦大内峠一里塚⑧二十四人戦士墓⑨桜木姫墳⑩大内宿(国選定)⑪大内宿半夏まつり(町指定)⑫大内宿南一里塚⑬沼山石畳⑭馬頭観世音碑⑮八幡のケヤキ(県指定)⑯中倉一里塚跡⑰中山峠石塔群⑱倉谷宿⑲矢ノ原一里塚跡⑳檜原宿跡㉑岩本の一里塚跡㉒長野の渡し場跡
45	檜枝岐村	檜枝岐村回廊	檜枝岐村には様々な伝統・文化が継承されており、村内を散策することにより歴史を学び昔を偲ぶ。	①星立庵②檜枝岐の石碑・石仏群③六地藏④路傍の大樹⑤セイロウ造り板倉(村指定)⑥愛宕神⑦安宮清水⑧橋場のばんば⑨檜枝岐の舞台(国指定)⑩檜枝岐歌舞伎(県指定)⑪鎮守神、疱瘡神⑫癒しの空間板倉群⑬尾瀬(国指定)⑭裁ちそば、山人料理
46	只見町	雪国文化	豪雪地帯である只見町では、雪国ならではの文化が育まれている。また、新潟県と隣接することから他の町村と違った文化が見られる。	①成法寺観音堂(国指定)②旧五十嵐家住宅(国指定)③会津只見の生産用具と仕事着コレクション(国指定)④旧長谷部家住宅(県指定)⑤窪田遺跡【会津只見考古館】(県指定)⑥八十里越(歴史の道)⑦小林・梁取の早乙女踊と神楽(県指定)⑧雪食地形【アバランチシュート】⑨ただみ観察の森【i 檜戸のブナ二次林 ii 梁取のブナ林、iii 下福井のブナ水源林、iv 黒沢のコナラあがりこ林】⑩お平・あめよばれ

表 14 市町村別の特色ある関連文化財群(13)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
47	相馬市	相馬市の歴史的 景観－松川十二 景を巡る－	市指定文化財である「絹本著色松川十二景和歌色紙帖」に描かれている昔の松川十二景と復興が進んだ今の松川十二景を見比べることで、景観の変化を知ることができる。	①絹本著色松川十二景和歌色紙帖②相馬民謡「原釜大漁祝唄」③長命寺④奥の院夕顔観音
48	新地町	ふくしま？みやぎ？伊達？相馬？	江戸幕府早期には伊達藩領、明治維新後は福島県に属した土地柄から、複雑でユニークな民俗文化が定着している。	①観海堂跡(県指定)②御殿岬戊辰戦役跡③新地貝塚附手長明神社跡(国指定)④新地城(葦首城)⑤駒ヶ嶺城(臥牛城)⑥谷地小屋要害⑦鹿狼山⑧白幡のいちょう(県指定)⑨藤崎大般若経(町指定)
49	南相馬市	今なお受け継がれる武家文化 相馬野馬追	相馬野馬追は全国的にも稀な江戸時代の武士姿の騎馬武者による行事であるとともに、当地域のアイデンティティーとして欠かせないものとなっている。	①相馬野馬追(国指定)②相馬小高神社(県指定)③相馬太田神社④旧本陣跡⑤相馬野馬追祭場地⑥夜の森公園⑦羽山岳の木戸跡⑧野馬道⑨野馬土手⑩御神水
50	飯舘村	飯舘村の歴史を 探る	飯舘村の歴史と信仰の道をたどる。	①草野館跡②綿津見神社③真野ダム④山津見神社⑤小屋林⑥岩部ダム・羽山⑦野手神⑧八木沢・六名字号塔⑨飯舘の田植踊(県指定)
51	浪江町	大堀相馬焼と相馬中村藩	国の伝統的工芸品に指定されている大堀相馬焼は江戸時代の藩政下で創業・発展した。大堀相馬焼に代表される藩政下からの歴史文化遺産は、鮭漁や寺社建築、今も継承される集落ごとの民俗芸能といった様々な形で、現在に至るまでの当町の礎として捉えることができる。	①大堀相馬焼(国伝統的工芸品)②大堀長井屋窯跡・出土品③陶芸の杜おおぼり④北原御殿跡⑤相馬昌胤公墓所⑥初発神社(県指定)⑦大聖寺山門⑧大聖寺のアカガシ樹群(県指定)⑨旧渡部家住宅(県指定)⑩木造渡海文珠尊像及び付属文書(町指定)⑪幾世橋村絵図(町指定)⑫木造五大明王立像(町指定)⑬鮭築場⑭鮭供養塔
52	葛尾村	葛尾大尽ゆかりの史跡	江戸時代、製鉄業や生糸・木炭の生産、両替商などで巨大な富を築き、葛尾大尽(葛尾の大金持ち)と呼ばれた松本三九郎一族の邸宅跡がある。松本家の祖先は信州の葛尾城にゆかりがある。葛尾大尽屋敷跡には城を築くための石を使った石垣が今も残り、約200年続いたという栄華が偲ばれる。この周辺には、葛尾大尽・松本家に関する磨崖仏、磯前神社、薬師寺などの史跡が多数ある。	①磯前神社社殿②高御座の夫婦大杉(磯前神社)③薬師観音大尽墓石群(磯前神社)④磨崖仏⑤金剛界大日如来仏像(薬師寺)⑥涅槃像掛け軸(薬師寺)⑦大般若経六百巻(薬師寺)⑧大般若経・理趣分経(薬師寺)

表 15 市町村別の特色ある関連文化財群(14)

市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
53 双葉町	古墳時代終末期の墓制(横穴墓群)	300基を超える大規模な墓群を形成する清戸迫横穴群をはじめとする横穴墓群が数多く分布し、総数は600基に迫る。古墳時代終末期の墓制の地域的特性を捉えることができる。	①清戸迫横穴墓群(76号墓<国指定-壁画>、A群7号墓-線刻画)②稲荷迫横穴墓群(1号墓-線刻画)③岩井迫横穴墓群(4号墓-線刻画)④北北斗迫横穴墓群⑤北沖横穴墓群⑥川原迫横穴墓群⑦館腰横穴墓群⑧中ノ迫横穴墓群⑨鴻草西迫横穴墓群⑩狸穴横穴墓群⑪大仏前横穴墓群⑫寺内迫横穴墓群⑬北目横穴墓群⑭西宮下横穴墓群⑮深谷横穴墓群⑯弓迫A横穴墓群⑰上迫横穴墓群⑱摩崖仏下横穴墓群⑲中田西迫横穴墓群⑳東迫横穴墓群㉑弓迫B横穴墓群㉒東西郷内横穴墓群㉓北迫横穴墓群㉔弓迫C横穴墓群
54 大熊町	東日本大震災と原発事故による生活環境の移り変わり	2011年3月当町は、東日本大震災と原発事故により全町避難を余儀なくされ、町民の生活環境は大きく変化した。当町的生活環境の変化を歴史的に捉えることは、災害と生活を考えるうえで極めて重要であり、人類の歩みにも関わる重大なテーマといえる。	①大平遺跡②砂出遺跡③南沢遺跡④道平遺跡⑤荒家住宅四脚門⑥石田家住宅(国登録)⑦渡部家住宅⑧中野家資料⑨大野林用手押軌道跡⑩百万遍塔⑪遍照寺⑫中間貯蔵施設建設用地内神社群⑬中間貯蔵施設建設用地内石仏群⑭震災・原発事故関連アーカイブズ資料群⑮熊川稚児鹿舞(町指定)⑯長者原じゃんがら念仏太鼓踊り(町指定)
55 富岡町	花と銘木の町	東側を太平洋に面している当町では海岸部にヤブ椿の群生を見ることが出来る。これらは風の強いこの地域の屋敷林としても活用され、現在まで残っている。また、町のシンボルとなっている桜並木は、近代の開拓事業を発端に植樹がはじまり春には桜のトンネルを形成する。その他、夜ノ森駅のツツジは全国表彰も受けるなど地域と季節ごとの花々・木々と人々のつながりが強い町となっている。	①諏訪神社の大杉(緑の文化財)②宝泉寺の枝垂れ紅桜(町指定・緑の文化財)③夜ノ森駅のツツジ(緑の文化財)④陸前浜街道松並木(町指定・緑の文化財)⑤夜の森の桜並木(緑の文化財)
56 川内村	森に沈む郷	蛙の詩人「草野心平」が魅せられた郷	①天山文庫②天山祭③林の大杉④平伏沼⑤不動滝
57 檜葉町	海風のもたらしたものの	高台に眠る遺跡、天神原。それは津波の教訓を生かした檜葉人の知恵。四季を通じて発生する天神原の霧。それは海風の恵であり、湿原にオオミズゴケの群生をもたらした。卯月、大滝神社を出立した「お浜下り」はふるさとの平穏と豊穡の祈りを込め溪谷を下り木戸八幡神社を経てはるか山田浜を目指す。	①天神原遺跡②天神原湿原③大滝神社の浜下り行事④大滝神社と天然記念物⑤木戸川溪谷林⑥木戸八幡神社本殿

表 16 市町村別の特色ある関連文化財群(15)

	市町村名	タイトル	説明	含まれる文化財
58	広野町	自然と歩く広野回廊	広野町の歴史と自然を楽しむことができる。	①浅見川溪谷②桜沢恐竜化石発見地③高倉城跡④恐竜化石⑤上田郷遺跡出土縄文土器⑥ニツ沼歌碑⑦ニツ沼古戦場跡⑧ニツ沼総合公園
59	いわき市	海と信仰	約60kmの長い海岸線を有するいわき市は、各時代時代で海に育まれた文化や歴史・信仰を持っており、特に化石や貝塚、横穴などの史跡、お潮採り神事などの信仰はいわき市の特色ある関連文化財群といえる。	【化石】①フタバスズキリュウ②石炭③南沢化石産出地(市指定)④高倉山古生層(市指定) 【環境】⑤照島ウ生息地(国指定)⑥江名のタブ林(市指定)⑦波立海岸の樹叢(県指定) 【貝塚】⑧寺脇貝塚出土品(県指定)⑨薄磯貝塚⑩大畑貝塚 【横穴・古墳】⑪神谷作古墳群⑫埴輪男子胡坐像(国指定)⑬中田横穴(国指定)⑭餓鬼堂横穴⑮根岸官衙遺跡群(国指定)⑯荒田目条里遺跡大溝出土品(市指定) 【信仰】⑰飯野八幡宮の流鏝馬と献饌(県指定)⑱磐城大国魂神社のお潮採り神事(県指定)⑲金刀比羅神社の絵馬(市指定) 【文化・生業】⑳紙本著色磐城七浜捕鯨絵巻(市指定)㉑塩屋埼灯台㉒鯉船模型(市指定)㉓常磐炭田㉔炭鉞の生産用具類(市指定)

5 本県の文化財保護行政の現状

(1) 指定等文化財の状況

令和2年3月23日現在の本県に関わる国指定及び選定では、国宝3件、重要文化財100件、重要無形民俗文化財9件、重要有形民俗文化財8件、特別天然記念物3件、記念物81件、重要伝統的建造物群3件、選定保存技術1件、計208件があります。

県指定では、重要文化財309件、無形文化財2件、重要無形民俗文化財48件、重要有形民俗文化財38件、記念物111件、計508件あります。

そのほか、国の登録有形文化財221件、登録有形民俗文化財1件、登録記念物1件、計223件と国の選択として記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財20件、また、歴史の道の選定7件、県内の文化財を含む日本遺産2件があります。

表 17 国指定（登録・選定・選択）、県指定文化財地方別件数

令和2年3月23日現在

種別	地域別	国 指 定				県 指 定				国・県 合 計		
		中通り	会 津	浜通り	小 計	中通り	会 津	浜通り	小 計			
指 定	国 宝	建 造 物			1	1	-	-	-	-	1	
		彫 刻		1		1	-	-	-	-	1	
		書 跡		1		1	-	-	-	-	1	
		国 宝 計		2	1	3	-	-	-	-	3	
	重 要 文 化 財	美 術 工 芸 品	建 造 物	8	21	5	34	19	20	6	45	79
			絵 画	2	2	2	6	13	8	6	27	33
			彫 刻	2	15	7	24	29	37	18	84	108
			工 芸 品	5	13	3	21	23	23	14	60	81
			書 跡		1		1	2	2	7	11	12
			典 籍					1	4		5	5
			古 文 書	2		1	3	7	5	3	15	18
			考 古 資 料	7	2	2	11	24	12	9	45	56
		歴 史 資 料					9	6	2	17	17	
		小 計	18	33	15	66	108	97	59	264	330	
		重 要 無 形 文 化 財					1	1		2	2	
		重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4	3	2	9	22	11	15	48	57	
		重 要 有 形 民 俗 文 化 財	1	7		8	12	15	11	38	46	
		重 要 文 化 財 等 計	31	64	22	117	162	144	91	397	514	
		特 別 天 然 記 念 物		1		注1 3	-	-	-	-	注1 3	
史 跡	25	11	14	50	19	12	12	43	93			
史 跡 及 び 名 勝	2		1	注3 2	2		1	3	5			
名 勝	2	1		3					3			
名 勝 及 び 天 然 記 念 物					4			4	4			
天 然 記 念 物	9	10	5	注1 26	30	15	16	61	注1 87			
記 念 物 計	38	23	20	注1 84	55	27	29	111	注1 195			
指 定 計	69	89	43	注1 204	217	171	120	508	注1 712			
選 定	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区		3		3	-	-	-	-	3		
	選 定 保 存 技 術		1		1					1		
	選 定 計		4		4					4		
総 合 計	69	93	43	注1 208	217	171	120	508	注1 716			
登 録	登 録 有 形 文 化 財	91	100	30	221	-	-	-	-	221		
	登 録 有 形 民 俗 文 化 財	1			1	-	-	-	-	1		
	登 録 記 念 物		1		1	-	-	-	-	1		
	登 録 計	92	101	30	223	-	-	-	-	223		
選 択	記 録 作 成 等 の 措 置 を 講 ず べ き 無 形 の 民 俗 文 化 財				注2 20	-	-	-	-	注2 20		

注1:特別天然記念物カモシカ・オオサンショウウオ及び天然記念物イヌワシ・ヤマネは、地域指定されていないため、小計・合計欄に計上。

注2:「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」は、複数県市町村にまたがっているものもあるため、小計・合計欄に計上。

注3:史跡及び名勝「霊山」は中通り及び浜通りにまたがっているため各地域でそれぞれ計上し、小計・合計欄では一件として計上している。

また、市町村においても、市町村指定文化財を指定しており、県全体では令和元年5月1日現在で総計2,461件あります。

市町村指定文化財については、各市町村の特色が現されている一方、指定件数に大きな差が見られています。歴史、文化の違い等地域特性の差は当然ありますが、各市町村とも誇れるすばらしい歴史と文化を有しており、地域の文化財の更なる掘り起こしが期待されます。

表 18 市町村別指定文化財件数 (1)

(国指定・県指定：令和2年3月23日現在)

(市町村指定：令和元年5月1日現在)

市町村名	区分	有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	保存技術	合計	
		建造物		美術工芸品	芸能	工芸技術	その他	有形	無形	史跡	名勝					天然記念物
		件数	棟数													
福島市	国指定・選定	1	1	5				1	4		1				12	
	県指定	4	4	14				2	2	2	1	2			27	
	市町村指定	15	19	26	0	0	0	7	3	6	6	16	0	0	79	
川俣町	国指定・選定														0	
	県指定			1											1	
	市町村指定	2	4	4	0	0	0	0	3	1	1	4	0	0	15	
桑折町	国指定・選定	1	1						1						2	
	県指定	1	1	7				2			2				12	
	市町村指定	1	1	12	0	0	0	0	1	12	1	0	0	0	27	
国見町	国指定・選定								2						2	
	県指定	1	1						1						2	
	市町村指定	4	4	4	0	0	0	7	2	12	0	2	0	0	31	
伊達市	国指定・選定	1	1					1	3						5	
	県指定			4					1	2					7	
	市町村指定	8	9	49	0	0	0	7	14	20	1	6	0	0	105	
二本松市	国指定・選定								2	2	1	2			7	
	県指定	2	2	5		1		1	5	2	1	1			18	
	市町村指定	9	9	40	0	0	0	9	24	9	0	30	0	0	121	
大玉村	国指定・選定										1				1	
	県指定								2						2	
	市町村指定	0	0	4	0	0	0	4	3	2	1	2	0	0	16	
本宮市	国指定・選定														0	
	県指定			2					1		1	1			5	
	市町村指定	0	0	31	0	0	0	0	12	7	2	16	0	0	68	
郡山市	国指定・選定	1	1	3					2		2				8	
	県指定	2	2	17				4	2	1	1	5			32	
	市町村指定	7	9	48	0	0	0	6	17	7	0	23	0	0	108	
須賀川市	国指定・選定			4					3	1					8	
	県指定	1	1	10				1	1	3		4			20	
	市町村指定	12	13	56	0	0	0	2	8	16	0	12	0	0	106	
鏡石町	国指定・選定														0	
	県指定			1											1	
	市町村指定	2	2	12	0	0	0	2	2	4	0	4	0	0	26	
天栄村	国指定・選定														0	
	県指定			3					1						4	
	市町村指定	3	3	6	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	18	
石川町	国指定・選定														0	
	県指定			4					3		4				11	
	市町村指定	3	4	13	0	0	0	0	6	1	0	2	0	0	25	
玉川村	国指定・選定	1	1						1						2	
	県指定	1	1	2					1		1				6	
	市町村指定	1	1	8	0	0	0	0	3	7	0	2	0	0	21	
平田村	国指定・選定														0	
	県指定														0	
	市町村指定	1	1	5	0	0	0	6	2	5	0	9	0	0	28	

表 19 市町村別指定文化財件数 (2)

市町村名	区分	有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	保存技術	合計	
		建造物 件数	美術 工芸品 棟数	芸能	工芸技術	その他	有 形	無 形	史 跡	名 勝	天然記念物					
浅川町	国指定・選定														0	15
	県指定														0	
	市町村指定	1	1	6	0	0	0	0	6	0	0	2	0	0	0	
古殿町	国指定・選定														0	47
	県指定	1	1	2					1		1				5	
	市町村指定	0	0	8	5	0	0	2	0	1	0	26	0	0	0	
田村市	国指定・選定	1	1								1				2	124
	県指定			2					2	1	1				6	
	市町村指定	11	11	24	0	0	0	31	15	7	0	28	0	0	0	
三春町	国指定・選定	1	1								1				2	104
	県指定			2											2	
	市町村指定	4	5	62	0	0	0	7	13	8	0	6	0	0	0	
小野町	国指定・選定										1				1	28
	県指定			3					1						4	
	市町村指定	7	10	5	0	0	0	0	2	0	0	9	0	0	0	
白河市	国指定・選定			2						5					7	143
	県指定	3	3	16					1	2	0	2			24	
	市町村指定	6	6	63	0	0	0	4	5	1	20	13	0	0	0	
西郷村	国指定・選定														0	12
	県指定								1						1	
	市町村指定	6	6	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
中島村	国指定・選定														0	7
	県指定			1											1	
	市町村指定	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
矢吹町	国指定・選定														0	16
	県指定									1	1				2	
	市町村指定	6	6	0	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0	0	
泉崎村	国指定・選定									2					2	15
	県指定			1					1						2	
	市町村指定	1	1	4	0	0	0	0	1	1	0	4	0	0	0	
棚倉町	国指定・選定	1	1	4					1	2					8	36
	県指定	2	6	10					1	2		2			17	
	市町村指定	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
埴町	国指定・選定														0	15
	県指定	1	1								1				2	
	市町村指定	5	5	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
矢祭町	国指定・選定														0	6
	県指定										1				1	
	市町村指定	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
鮫川村	国指定・選定														0	11
	県指定			1							1				2	
	市町村指定	2	2	3	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	
会津若松市	国指定・選定	4	5	10					1	4	1	2			22	168
	県指定	4	4	21					1	1	1	2			29	
	市町村指定	7	7	77	0	1	0	3	4	13	0	12	0	0	0	
磐梯町	国指定・選定			1						1					2	22
	県指定			4					1						5	
	市町村指定	6	6	1	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	
猪苗代町	国指定・選定	3	7	1					1		3				8	58
	県指定	2	2	4					3		1	1			11	
	市町村指定	10	10	11	0	0	0	1	1	7	0	9	0	0	0	
喜多方市	国指定・選定	2	2	4					1	2				1	10	144
	県指定	4	8	22					1	3	5	2			37	
	市町村指定	4	4	41	0	0	0	24	4	15	0	8	0	1	0	
北塩原村	国指定・選定										1				1	17
	県指定														0	
	市町村指定	0	0	4	0	0	0	1	0	9	0	3	0	0	0	
西会津町	国指定・選定	1	1	1											2	51
	県指定	1	1	5					2		3				11	
	市町村指定	0	0	19	0	0	0	3	0	7	0	9	0	0	0	

表 20 市町村別指定文化財件数 (3)

市町村名	区分	有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	保存技術	合計	
		建造物		美術工芸品	芸能	工芸技術	その他	有形	無形	史跡	名勝					天然記念物
		件数	棟数													
会津坂下町	国指定・選定	2	2	4					2						8	
	県指定			11				1	1		1				14	
	市町村指定	2	3	15	0	0	0	2	2	2	0	3	0	0	26	
湯川村	国指定・選定	1	1	7											8	
	県指定			1											1	
	市町村指定	0	0	23	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	26	
柳津町	国指定・選定	1	1								1				2	
	県指定			2					1						3	
	市町村指定	1	1	14	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	18	
会津美里町	国指定・選定	4	4	6					1						11	
	県指定	3	3	10					1		3				17	
	市町村指定	2	2	42	0	0	0	1	10	23	0	9	0	0	87	
三島町	国指定・選定			1					1						2	
	県指定								1						1	
	市町村指定	1	1	9	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	13	
金山町	国指定・選定														0	
	県指定	1	1	1											2	
	市町村指定	0	0	5	0	0	0	4	0	10	0	3	0	0	22	
昭和村	国指定・選定							1			1			1	3	
	県指定					1									1	
	市町村指定	2	2	11	0	0	0	0	3	1	0	5	0	0	22	
南会津町	国指定・選定							2	1				1		4	
	県指定	4	4	10				8	2	2		1			27	
	市町村指定	4	4	63	0	0	0	5	4	13	0	11	0	1	101	
下郷町	国指定・選定	1	1							1		2		1	5	
	県指定			2							1				3	
	市町村指定	1	1	21	0	0	0	0	2	2	0	1	0	1	28	
檜枝岐村	国指定・選定							1			1				2	
	県指定								1						1	
	市町村指定	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
只見町	国指定・選定	2	2					1							3	
	県指定	1	1	4					1	1	1				8	
	市町村指定	0	0	8	0	0	0	2	0	2	0	4	0	0	16	
相馬市	国指定・選定	2	5												2	
	県指定			7				3	1	1					12	
	市町村指定	5	5	46	0	0	0	4	0	2	0	15	0	0	72	
新地町	国指定・選定									1					1	
	県指定								1	2		1			4	
	市町村指定	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
南相馬市	国指定・選定	1	1	1					1	8					11	
	県指定			9				5	2	4		4			24	
	市町村指定	1	3	47	0	0	0	14	5	22	0	16	0	0	105	
飯館村	国指定・選定														0	
	県指定								1						1	
	市町村指定	0	0	2	0	0	0	0	3	3	0	9	0	0	17	
浪江町	国指定・選定														0	
	県指定	2	2	1				1	1	1		1			7	
	市町村指定	0	0	21	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0	27	
葛尾村	国指定・選定														0	
	県指定														0	
	市町村指定	1	1	4	0	0	0	0	1	2	0	7	0	0	15	
双葉町	国指定・選定									1					1	
	県指定										1				1	
	市町村指定	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6	
大熊町	国指定・選定														0	
	県指定														0	
	市町村指定	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	6	

表 21 市町村別指定文化財件数 (4)

市町村名	区分	有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群保存地区	保存技術	合計	
		建造物		美術工芸品	芸能	工芸技術	その他	有形	無形	史跡	名勝					天然記念物
		件数	棟数													
富岡町	国指定・選定														0	
	県指定							1							1	
	市町村指定	1	1	4	0	0	0	0	1	4	0	1	0	0	11	
川内村	国指定・選定										1				1	
	県指定			1				1							2	
	市町村指定	1	1	6	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	12	
檜葉町	国指定・選定			1											1	
	県指定							1	1		1				3	
	市町村指定	2	2	6	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	15	
広野町	国指定・選定														0	
	県指定			1											1	
	市町村指定	0	0	10	0	0	0	2	0	2	0	4	0	0	18	
いわき市	国指定・選定	3	11	13					1	4		4			25	
	県指定	4	4	40				2	6	4		8			64	
	市町村指定	23	25	110	0	1	0	8	8	15	0	26	0	0	191	
合計	国指定・選定	35	51	68	0	0	0	8	9	52	3	25	0	3	204	
	県指定	45	53	264	0	2	0	38	48	46	4	61	0	0	508	
	市町村指定	197	217	1136	8	2	1	171	205	317	33	388	0	3	2,461	

※1 特別天然記念物のカモシカ、オオサンショウウオ（2件）、天然記念物のイヌワシ、ヤマネ（2件）は、地域指定されていないため、一覧表の中には当該4件が含まれていません。

※2 複数市町村に跨る史跡名勝天然記念物については、件数表示の整理のため、便宜上1つの市町村にのみ計上しておりますので、御理解願います。

県内では計3,000件以上の文化財が、国や地方公共団体の指定、選定、登録等を受けています。特に、国指定記念物のうちの史跡や、国登録有形文化財の建造物は、本県内での指定数が近年増加しています。指定や登録を受け、文化財の価値が顕在化することは、まちづくりや観光の側面からも有効です。なお、県においても、県内文化財の価値の適正評価に努め、県指定文化財として指定しています。

(2) 県実施の文化財調査

県はこれまで多くの文化財について基礎調査を実施し、報告書として刊行してきました。（表22・23参照。記録保存目的の発掘調査以外の調査報告書は除く。）。

県では、昭和26年度から、未指定、類型にとらわれず、記録すべき文化財を対象として、積極的に調査を行ってきました。

表 22 県実施基礎調査(1)

報告書番号	書名	発行年月	報告書番号	書名	発行年月
第1集	福島県発見の埋蔵文化財図録(20葉)	S 27 3	第7集	天然記念物雄国沼湿原植物群落	S 34 3
第2集	名勝天然記念物開成山(桜)に関する調査	S 28 3	第8集	福島県文化財調査報告書 -天然記念物入水の鍾乳洞調査- -福島県埋蔵文化財調査報告書-	S 35 3
第3集	寺西代官領における農山村の庶民生活資料	S 29 3	第9集	福島県文化財調査報告書 -県指定文化財-	S 38 2
第4集	福島県文化財調査報告書	S 30 3	第10-2集	福島県の民謡 -民俗資料緊急調査報告書-	S 40 3
第5集	福島県の文化財(1枚刷 写真表)	S 31 3			
第6集	福島県文化財調査報告書 -県指定文化財-	S 32 3	第12集	勿来地方の民俗 -新産業都市指定地区民俗資料調査報告書-	S 41 3

表 23 県実施基礎調査(2)

報告書番号	書名	発行年月	報告書番号	書名	発行年月
第 14 集	安積地方の民俗 -新産業都市指定地区民俗資料調査報告書	S 42	第 125 集	歴史の道調査報告書 二本松街道	S 58 3
第 15 集	いわき鹿島地方の民俗 新産業都市指定地区民俗資料調査報告書	S 43 3	第 126 集	福島県の年中行事	S 58 3
第 16 集	西会津地方の民俗 -振興山村指定地区民俗資料調査報告書-	S 44 3	第 127 集	福島県の民俗芸能	S 58 3
第 18 集	西郷地方の民俗	S 45 3	第 138 集	歴史の道 白河街道	S 59 3
第 19 集	福島県指定文化財調査報告書	S 45 3	第 139 集	歴史の道 越後街道	S 59 3
第 21 集	福島県の民家(Ⅰ、Ⅱ 会津)	S 45 3	第 140 集	歴史の道 下野街道	S 59 3
第 25 集	福島県の寺院跡・城館跡 -文化財基礎調査報告書-	S 46 3	第 141 集	歴史の道 米沢街道	S 59 3
第 26 集	福島県の民家(Ⅱ 相双)	S 46	第 142 集	猪苗代湖の民俗	S 59 3
第 27 集	尾瀬の保護と復元Ⅱ	S 46	第 153 集	関和久遺跡	S 60 3
第 28 集	大内宿	S 46	第 155 集	歴史の道調査報告書 浜街道	S 60 3
第 32 集	福島県の石造文化財 -文化財基礎調査報告書2-	S 47 3	第 156 集	歴史の道調査報告書 水戸街道	S 60 3
第 34 集	尾瀬の保護と復元Ⅲ	S 47 3	第 157 集	歴史の道調査報告書 岩城街道	S 60 3
第 37 集	福島県の民家(Ⅲいわき)	S 47 3	第 158 集	歴史の道調査報告書 御斎所街道	S 60 3
第 38 集	福島県の金工品 -文化財基礎調査報告書-	S 48 3	第 159 集	猪苗代湖の民俗 湖北編	S 60 3
第 40 集	福島県の民家(Ⅳ 東白、西白)	S 48 3	第 168 集	福島県の昔話と伝説	S 61 3
第 41 集	尾瀬の保護と復元Ⅳ	S 48 3	第 169 集	福島県の指定文化財 -県指定文化財要録-	S 61 3
第 42 集	尾瀬の保護と復元Ⅱ	S 48 3	第 171 集	歴史の道調査報告書 沼田街道	S 61 3
第 43 集	福島県の建造物	S 48 3	第 184 集	特別天然記念物カモシカ食害対策調査	S 62 3
第 45 集	福島県民俗分布図 -民俗資料緊急調査報告書一欠	S 48 3	第 185 集	福島県の諸職	S 62 3
第 50 集	尾瀬の保護と復元Ⅵ	S 50 3	第 197 集	福島県の中世城館跡	S 63 3
第 51 集	尾瀬湿原植生の復元研究	S 50 3	第 198 集	福島県の文化財 -国指定文化財要録-	S 64 3
第 52 集	福島県の彫刻 -文化財基礎調査報告書	S 50 3	第 199 集	福島県の山岳信仰	S 64 3
第 55 集	福島県の絵画・書跡 -文化財基礎調査報告書b-	S 51 3	第 200 集	福島県の田植踊	S 64 3
第 56 集	福島県の絵馬 -文化財基礎調査報告書7-	S 52 3	第 260 集	福島県の貝塚 -県内貝塚詳細分布調査報告-	H 3 3
第 72 集	福島県の民家(Ⅴ 第2回緊急調査報告)	S 54 3	第 261 集	福島県の民俗芸能 -民俗芸能緊急調査報告-	H 3 3
第 75 集	特別天然記念物カモシカ調査報告書	S 54 3	第 300 集	関和久上町遺跡	H 6 3
第 76 集	福島県の祭礼	S 55 3	第 303 集	県内主要社寺調査報告書(一)・(二)	H 6 3
第 77 集	福島県古文書所在確認調査報告	S 55 3	第 304 集	国営総合農地開発事業 母畑地区遺跡発掘調査報告35	H 7 3
第 78 集	福島県民俗分布図	S 55 3	第 339 集	天然記念物「赤井谷地沼野植物群落」 周辺部現況調査報告書「赤井谷地とその周辺の自然」	H 9 3
第 88 集	福島県の伝統工芸技術 -文化財基礎調査報告書-	S 56 3	第 348 集	福島県近代和風建築総合調査報告書 「福島県の近代和風」	H 10 3
第 89 集	福島県の近世社寺建築(近世社寺建築緊急調査報告書)	S 56 3	第 413 集	専称寺の建築 (福島県近世社寺建築緊急調査報告書補充)	H 15 3
第 90 集	福島県の民謡 -民謡緊急調査報告書-	S 56 3	第 425 集	福島県祭り・行事調査報告書	H 17 3
第 100 集	福島県古文書緊急調査報告Ⅰ	S 56 11	第 448 集	福島県の民俗技術 -福島県民俗技術調査報告書-	H 19
第 119 集	福島県古文書緊急調査報告Ⅱ	S 58 1	第 468 集	福島県の近代化遺産	H 22 3
第 120 集	福島県の漆工品(文化財基礎調査報告)	S 58 3			
第 121 集	歴史の道調査報告書 奥州街道	S 58 3			
第 122 集	歴史の道調査報告書 羽州街道	S 58 3			
第 123 集	歴史の道調査報告書 米沢街道	S 58 3			
第 124 集	歴史の道調査報告書 相馬街道	S 58 3			

(3) 県による保存と活用の取組

県が所有している指定文化財は、国指定重要文化財（建造物）である「天鏡閣 本館・別館・表門」、「旧高松宮翁島別邸（福島県迎賓館）居間棟・玄関棟・台所棟」（県観光交流局所管）を始めとして、県立博物館収蔵の絵画や工芸品、県立磐城高校所蔵の考古資料、県文化財センター白河館収蔵の考古資料などがあります。また、県立博物館では、多くの指定文化財の寄託がなされています。

いずれも適切な環境下での管理に努めており、修理が必要な場合には、文化庁や県文化財保護審議会委員からの指導を得て、計画的に修理を行っています。

また、市町村・個人・宗教法人・民間団体等が所有する県指定文化財については、県文化財保護指導委員によるパトロールを通じ、定期的に管理状況の確認を行っているほか、市町村の担当部局と連携し、文化財の修理が必要と判断される場合には、文化財の価値を損なわない手法による工法の選択や補助金等の財源、学識経験者による指導などについて助言を行っています。

本県の文化財を広く活用し、周知することを目的の1つとして白河市に設置された県文化財センター白河館（愛称まほろん）は、県内外から多くの来館があり、文化財を見て、触れて、学べる機会を創出しています。県立高等学校の歴史研究成果の展示なども含め、学校教育活動や社会教育活動等にも有効利活用されており、来館者の要望等を踏まえ、魅力向上に努めています。

また、県立博物館や県歴史資料館においても、講座や体験活動、地域資料の展示を行い、福島県の歴史や文化を知ることのできる施設として学校教育活動や社会教育活動等にも有効利活用されています。

(4) 学校教育活動等、社会教育活動等における文化財との関わり

総合教育計画では、「学校、家庭、地域が一体となった教育の実現」を基本目標に掲げ、「地域に根ざした伝統文化を保存・継承し、地域を愛するところをはぐくむ」とされています。

幼少期から地域の歴史や文化に触れ、地域に誇りを持ち、郷土愛の醸成がなされることは重要なことであり、現在、地域の支援を受け、学校単位で、多くの民俗芸能や地域の歴史、文化を継承し、研究する活動が行われています。地域の文化財の適切な保存・継承には、子どもたちがその文化財の大切さを学び、自ら保存・継承に関わりたいと思うことが大切であり、そういう子どもたちが文化財の保存・継承の担い手としての大きな役割を果たしていきます。

一例ですが、平成30年度の「ふくしま高校生社会貢献活動コンテスト」における県立会津農林高等学校早乙女踊り保存クラブの活動発表において「私たちは誰かにやらされているのではない。自らの意志で活動している」との発言に本県の明るい未来を感じます。学校単位での活動のごく一部ですが、次のとおり紹介します。

表 24 学校単位での活動事例

	学校名（民俗芸能等の名称）
小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○大玉村立大山小学校（神原田神社十二神楽） ○大玉村立玉井小学校（本揃田植踊） ○白河市立東北中学校（奥州白河歌念仏踊） ○西郷村立羽太小学校（上羽太天道念仏踊） ○会津若松市立川南小学校（小松彼岸獅子舞） ○喜多方市立慶徳小学校（会津の御田植祭） ○喜多方市立駒形小学校（舟森山稲荷神社の御田植祭） ○会津美里町立4小学校（高田、宮川、本郷、新鶴）（会津の御田植祭） ○会津美里町立3中学校（高田、本郷、新鶴）（会津の御田植祭） ○南会津町立田島小学校（田島祇園祭屋台歌舞伎） ○飯舘村立飯舘中学校（飯樋町、小宮地区の田植踊） ○浪江町立請戸小学校（休校中）（田植踊） ○双葉町立南小・北小学校（山田のじゃんがら踊り） ○大熊町立熊町小学校（熊川稚児鹿舞） ○いわき市立錦小学校（御宝殿の稚児田楽） ○いわき市立江名小学校（三匹獅子舞） 【伝統的な楽器を使用した活動】 ○双葉町立南小・北小学校（標葉せんだん太鼓） ○いわき市立桶売小・中学校（鬼ヶ城太鼓）
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 【民俗芸能部活動】 ○県立会津農林高校早乙女踊り保存クラブ（早乙女踊） ○県立南会津高校（早乙女踊） ○県立平商業高校郷土芸能保存会（じゃんがら念仏踊） ○県立いわき海星高校（じゃんがら念仏踊） ○県立相馬農業高校神楽部（田植踊、相馬流れ山、御神楽、宝財踊） 【伝統的な楽器を使用した活動】 ○県立塙工業高校和太鼓部（和太鼓） ○県立小名浜高校武城太鼓愛好会（和太鼓） ○県立相馬高校相馬太鼓部（和太鼓）
	<ul style="list-style-type: none"> 【歴史研究部活動】 県立福島明成高校郷土史部、県立安積黎明高校歴史部、県立会津高等学校地歴部、 県立磐城高校史学部、県立相馬高校郷土部、県立原町高校郷土史研究部・伝統文化部

6 東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興

東日本大震災及び原子力災害では、本県でこれまでに経験のない甚大な被害を受け、文化財についても、指定、未指定にかかわらず、多くの被害を受けました。

県では、これまで東日本大震災及び原子力災害の被災地域における文化財の保存・継承支援に取り組んできました。

(1) 指定文化財の被害と復旧

東日本大震災により被害を受けた有形の指定文化財は総計 260 件（国指定 47 件、県指定 66 件、市町村指定 147 件）、登録文化財 35 件でした。種別では、地震による建造物の被害が 127 件と最も多くありました。一方、大規模な被害となったのは、小峰城跡などの石垣を含む史跡です。また、津波による被災では、県指定史跡観海堂跡の建物全壊や県指定天然記念物の海老浜マルバシヤリンバイの損壊がありました。

国・県指定の有形文化財については、国庫補助制度等を活用し、所有者や管理団体による災害復旧事業が行われ、被災 113 件のうち所有者が別途個別対応するものを除いた 108 件の災害復旧は令和元年度までにすべて終了しました。

表 25 指定等文化財（有形のものに限る）の被害件数

種 別		国指定	県指定	市町村指定
国宝	建造物	1		
重要文化財	建造物	12	24	54
	絵画	0	1	1
	彫刻	5	15	33
	工芸品	0	1	1
	考古資料	2	4	12
民俗文化財	有形民俗文化財	1	1	7
	史跡	19	12	34
	史跡及び名勝	1	3	3
	名勝	2	0	0
	名勝及び天然記念物	0	2	0
	天然記念物	3	3	2
重要伝統的建造物群保存地区		1		
小 計		47	66	
合 計		113		147
総 計		260		
登録文化財	登録有形文化財	35		

表 26 被災した国指定文化財の復旧状況

1 国指定文化財

No.	種別	所在地	補助文化財名	事業内容	事業期間	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	建造物	郡山市	旧福島県尋常中学校	漆喰壁落下・亀裂等を修復	23～ 25									
2	建造物	いわき市	飯野八幡宮本殿・宝蔵	漆喰壁の落下・亀裂等を修復	23～ 25									
3	建造物	いわき市	専称寺本堂・総門	建物傾斜大を修復	23～ 30									
4	建造物	桑折町	旧伊達郡役所	壁剥落や屋根損傷を修復	23～ 25									
5	建造物	猪苗代町	天鏡閣	壁等修復	23～ 24									
6	彫刻	いわき市	木造阿弥陀如来及両脇侍像	両脚部亀裂等を修復	23～ 24									
7	彫刻	会津坂下町	木造千手観音立像	脇手の持物脱落箇所を修復	23									
8	考古	白河市(まほろん)	法正尻遺跡出土品	縄文土器11点損壊を修復	23～ 24									
9	史跡	郡山市	大安場古墳	墳頂部等の亀裂や膨らみを修復	23～ 25									
10	史跡	白河市	小峰城跡	石垣崩落10箇所を積み直し等	23～ 30									
11	史跡	二本松市	二本松城跡	石垣せり出しや膨らみ等を修復	23～ 25									
12	史跡	猪苗代町	会津藩主松平家墓所	石灯笼損傷や鎮石ずれ等を修復	23～ 25									
13	史跡及び名勝	白河市	南湖公園	道路陥没、南湖護岸崩落を修復	23,25									
14	名勝	須賀川市	須賀川市の牡丹園	池護岸を修復	23									
15	建造物	猪苗代町	迎賓館	壁の亀裂、崩落を修復	24									
16	建造物	猪苗代町	旧馬場家住宅	家屋傾斜、壁崩落箇所を修復	24～ 27									
17	史跡	会津若松市	若松城跡	石垣崩落8箇所の積み直し等	24									
18	史跡	南相馬市	観音堂石仏	覆屋倒壊を修復	24～ 26									
19	史跡	南相馬市	薬師堂石仏	除湿機等環境保持設備を修復	24～ 25									
20	名勝	会津若松市	会津松平氏庭園	御茶屋御殿・楽寿亭・重陽閣の歪み等を修復	24～ 29									
21	伝建	下郷町	大内宿	家屋傾斜や壁損傷を修復	24									
22	天然記念物	いわき市	賢沼ウナギ生息地	落下した「魚見堂」、地盤沈下等を修復	24～ 26									
23	史跡	福島市	宮畑遺跡	園路亀裂を修復	25									
24	史跡	いわき市	中田横穴	閉塞石破損を修復	25									
25	考古資料	檜葉町	天神原遺跡出土品	弥生土器4点破損を修復	25									

網かけ部分が実施期間

表 27 被災した県指定文化財の復旧状況

2 県指定文化財

No.	種別	所在地	補助文化財名	事業内容	事業期間	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	建造物	白河市	白河ハリストス正教会聖堂	壁亀裂を修復	23									
2	建造物	郡山市	開成館	壁損傷等を修復	23～ 24									
3	彫刻	いわき市	木造地藏菩薩坐像	左手損傷等を修復	23～ 24									
4	建造物	会津若松市	麟閣	屋根・壁損傷を修復	24～ 26									
5	建造物	いわき市	住吉神社本殿	建物傾斜を修復	24									
6	建造物	白河市	松風亭蘿月庵	壁崩壊や建物の歪み等を修復	24									
7	建造物	喜多方市	願成寺本堂・旧阿弥陀堂・山門	建物歪み、壁剥離を修復	24～ 26									
8	建造物	伊達市	旧亀岡家住宅	漆喰壁落下・亀裂等を修復	24									
9	建造物	国見町	旧佐藤家住宅	壁損傷等を修復	24									
10	建造物	古殿町	西光寺阿弥陀堂	建物全体の傾斜、歪み等を修復	24～ 25									
11	建造物	只見町	旧長谷部家住宅	屋根損傷を修復	24									
12	彫刻	福島市	木造阿弥陀如来坐像	光背、本体・台座の損傷を修復	24									
13	彫刻	喜多方市	木造聖徳太子立像	左肘部損傷等を修復	24									
14	彫刻	古殿町	木造阿弥陀如来坐像	蓮の彫刻等の離脱を修復	24～ 25									
15	彫刻	小野町	木造地藏菩薩半跏像	覆屋損傷を修復	24									
16	史跡	郡山市	鈴木信教墓	墓石の倒壊を修復	24									
17	史跡	喜多方市	伝佐原義連の墓	墓内石堀損傷を修復	24									
18	史・名	伊達市	旧梁川八幡宮・別当寺	橋、鳥居の修復	24									
19	名・天	本宮市	岩角山	石垣のゆるみ、崩落箇所を修復	24～ 27									
20	彫刻	いわき市	木造釈迦如来坐像他2像	仏像全体の破損を修復	25									
21	建造物	福島市	旧菅野家住宅	垂木破損等を修復	26									
22	建造物	福島市	旧阿部家住宅	垂木破損等を修復	27									
23	有形民俗	相馬市	田代駒焼登り窯	剥落等を修復	28～ 29									
24	彫刻	川俣町	木造薬師如来坐像 他	仏像の破損箇所を修復	28									
25	史跡	泉崎村	観音山磨崖供養塔婆群	磨崖物壁画の一部損壊	29									
26	建造物	浪江町	初禰神社本殿 附棟札15枚	大きく傾いている	30									
27	史跡	石川町	悪戸古墳群	玄室手前部分の天井石及び側壁崩壊	30									
28	史跡	相馬市	中村城跡	石垣5力所崩落	29～ 30									
29	史跡	矢吹町	鬼穴古墳	石室の間詰石が崩落	30									

網かけ部分が実施期間

(2) 文化財レスキュー活動

東日本大震災及び原子力災害で被災した地域の文化財を保護するため、県や市町村のみならず、さまざまな関係機関、関係団体が文化財のレスキュー活動を実施してきました。

震災直後速やかなレスキュー活動を中心的に行ったのが、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」です。平成 22 年 11 月に発足したボランティア組織であり、迅速かつ適切な対応がなされました。

その後、平成 24 年 5 月にはふくしま歴史資料保存ネットワーク、県教育委員会、関係市町村教育委員会、福島大学、公益財団法人福島県文化振興財団から構成する救援組織「福島県被災文化財等救援本部」を立ち上げ、帰還困難区域に所在する文化財の保全活動を継続しています。

○ 被災文化財の保全呼びかけ

被災した地域資料や個人住宅にある歴史資料等について緊急に保全するため、廃棄しないよう協力を依頼しました。

○ 須賀川市文化財収蔵庫レスキュー活動

東日本大震災による藤沼ダムの決壊で泥水に浸かった資料について、平成 23 年にふくしま歴史資料保存ネットワークを中心に、文化庁・東京文化財研究所・奈良文化財研究所・大学等から構成される「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」の協力を得て保全作業を行いました。

○ 福島県被災文化財等救援本部の活動

帰還困難区域に所在する文化財を対象に平成 24 年度から文化財レスキュー活動を実施してきました。富岡町、大熊町、双葉町から救出した文化財は、県文化財センター白河館に搬送し、仮保管施設に保管しています。帰還困難区域内での活動については「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」に継続して支援をいただきました。

仮保管施設に運ばれた資料は、台帳整理、放射線量の低減化措置等を行い、特別展示等で公開してきました。

(3) 避難区域「旧警戒区域等」(H23. 4. 22 時点)に所在する指定文化財

同区域内には、21 件の国・県指定文化財が所在していました。令和 2 年 3 月現在において、帰還困難区域に所在するのは、双葉町の国史跡「清戸迫横穴」のみです。町教育委員会において定期的な点検、環境調査を行っています。

(4) 民俗芸能継承の支援

無形民俗文化財の被害も深刻な状況でした。原子力災害による避難区域の設定により、地域のコミュニティの維持が困難となり、実施を中止せざるを得ない民俗芸能が多くありました。

そうした継承の危機に瀕している民俗芸能の活動をつなげていくため、活動や道具修理等に対し支援を行ってきました。また、避難等により民俗芸能を披露する機会が

なくなった団体が数多くあるため、「ふるさとの祭り」（県文化振興課所管）など、芸能を披露する機会を毎年設けています。こうした公演は、地域のつながりの再構築やふるさとに対する誇りを確認する機会となるとともに「ふるさとの良さ」をあらためて実感してもらい、東日本大震災及び原子力災害からの心の復興の一助となっています。

表 28 民俗芸能の支援経過

<p>1 東日本大震災による被害状況（未調査あり）</p> <p>国指定で1件、県指定で16件（用具流失等4件、一部中止を含む中止12件）、その他で37件（用具流失等18件、一部中止を含む中止19件）の報告がある。</p> <p>【主な被害例】津波による用具の流失、地震による用具の収蔵庫の損壊、開催の中止等</p> <p>【主な文化財】「相馬野馬追」、「相馬宇多郷の神楽」（相馬市）、「北萱浜の天狗舞」（南相馬市）、「小浜長折の三匹獅子舞」（二本松市）等</p> <p>2 対応</p> <p>① 「文化遺産総合活用事業（文化遺産を活かした地域活性化事業）」（文化庁補助）の活用。 平成23～25年度、民俗芸能学会福島調査団が県内の民俗芸能保存団体147団体に対して調査実施。浜通り、中通り・会津に範囲を広げる。</p> <p>○ 調査報告書の作成（300部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月28日、3年間の調査結果を報告書としてまとめ、調査団においてその内容をマスコミに発表。 ・報告書では、浜通り地方の民俗芸能の保存団体のうち65%が休止状態。 <p>○ 調査に加えて、民俗芸能の用具・衣装の修理・新調等を実施。</p> <p>H24 用具類の修理（3団体709千円）新調（12団体16,808千円）延べ15（実12）団体17,516千円 H25 用具類の修理（9団体5,276千円）新調（36団体27,058千円）延べ45（実40）団体32,334千円 H26 用具類の新調（19団体11,954千円）延べ19（実19）団体11,965千円 H27 用具類の修理（3団体1,799千円）新調（9団体4,543千円）延べ12（実10）団体6,342千円 H28 用具類の修理（7団体3,869千円）新調（12団体6,961千円）延べ19（実12）団体10,830千円 H29 用具類の修理（4団体5,092千円）新調（10団体3,059千円）延べ14（実13）団体8,151千円 H30 用具類の修理（9団体1,706千円）新調（16団体11,121千円）延べ25（実21）団体12,827千円 （H24～H30 延べ149団体 99,966千円）</p> <p>※ 平成28年度からは「NPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会」が事業を継承している。</p> <p>② 「地域の『きずな』を結ぶ民俗芸能支援事業」の実施 平成24年度から、県の重点事業として震災及び原発事故により被災した浜通り地方の12市町村内の民俗芸能保存団体が実施する用具の新調・修復、練習や公演に参集するための交通費等の費用を助成した。</p> <p>H24 14団体 8,884千円 H25 18団体 9,097千円 H26 25団体 9,062千円 H27 22団体 8,861千円 H28 14団体 6,506千円 H29 14団体 7,807千円 H30 6団体 1,745千円 (H24～H30 延べ113団体 51,962千円)</p> <p>③ 民間団体（公益財団法人明治安田生命クオリティーオブライフ文化振興財団、一般財団法人沖永文化振興財団）による助成 県内の民俗芸能保存団体に民間の助成を紹介し、次のとおり助成を受けた。</p> <p>H24 1件（団体） 100千円 H25 1件（団体） 400千円 H26 1件（団体） 500千円 H27 0件（団体） 0千円 H28 2件（団体） 1,200千円 H29 2件（団体） 550千円 H30 3件（団体） 1,300千円 (H24～H30 延べ10団体 4,050千円)</p>
--

④ 民俗芸能継承アンケート調査（文化振興課事業）

福島県民俗芸能継承アンケート調査（平成 25 年 12 月～26 年 3 月）を実施し、693 団体のうち回答があった 475 団体について平成 26 年 5 月に報告書にとりまとめた。報告書によると、浜通り地方の休止中の保存会は、調査対象（回答があった 221 団体）の約 30%。

平成 26 年 6 月 13 日に庁内関係課の担当者による検討会（文化振興課主催）を開催し、今後の民俗芸能継承に関する情報交換等を行った。

(5) 復旧・復興事業に係る埋蔵文化財調査

浜通り地方を中心とした復旧・復興事業の推進と埋蔵文化財保護の両立を図るため、本県では「開発事業の早期把握と対応」「調査の弾力的対応」「調査体制の強化」に取り組み、円滑な調整を行うための埋蔵文化財調査を行ってきました。そこには文化庁、独立行政法人奈良文化財研究所、全国の都道府県、県内の市町村等からの多くの応援、支援があり、本県の着実な文化財保護と帰還環境の整備につながっています。

7 文化財の保存と活用における課題

文化財の保存と活用を本県で進めていく上で主な課題となっている点については、次のとおりです。なお、県における課題を全域的に把握するため、令和元年 8 月に文化財保護を担当する市町村に現状と課題についてのアンケートを実施しました。

(1) 県の行政上の課題

○ 広い県土と多くの市町村への対応

本県は、全国 3 位の県土面積をもち、縦断する 2 つの山地によって 3 つの地方に分けられています。また、平成の大合併を経て市町村数は 90 から 59 市町村になり、市町村においても担当域が広域化しています。こうした地理的課題の中で文化財保護行政を適切に推進することが求められており、そのための必要な情報を全市町村で共有する体制を構築することが、県の役割として重要です。

○ 文化財の掘り起こしと適正な評価

現在、県内には指定等により行政の保護措置対象となっている文化財が 3,000 以上ありますが、県内にはまだまだ多くの知られていない文化財があります。潜在する文化財の基礎調査（掘り起こし）を計画的に実施し、総合的に文化財を把握した上で、その価値を適正に評価して指定等を行っていくことが必要です。特に、指定数の少ない種別や地域では、文化財の特性に応じた適正な評価や県と市町村で文化財の適正な評価について情報共有し、共通認識を持つことが重要です。

○ 市町村等への適切な助言等

県は、広域自治体として、県内に所在する文化財の特性に応じた助言や支援を行うことが求められています。県内では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興、

自然災害等からの復旧、過疎化・少子高齢化による人口減少など、市町村によって抱える課題が多極化している状況にあります。各市町村の実状に応じた、窓口としての役割を果たす一方、俯瞰的な広域の視点で県内全域の状況に配慮し、本県の文化財保護行政の水準の維持、向上を目指すことが望まれます。

また、比較的小規模な市町村が広域的に連携する場合など、県が調整する役割を担うことも必要です。

○ 文化財との触れ合いの機会創出

県民が身近にある文化財との関わりを通じて、本県に生まれ、育ち、生活することが誇りとなるよう、学校や社会教育機関と協力して、文化財の情報発信、触れ合いの機会をさらに増やしていくことが課題です。

○ 関係機関等との連携

文化財を保存し、活用していくには、さまざまな場面で関係機関と連携していくことが必要です。調査、管理、修理、防災の際には専門知識を有する機関や民間団体、地域住民との連携が求められます。また、本県の文化財の魅力を引き出し、観光やまちづくりに効果的に活用していくためには、観光、商業、景観、都市計画等を担当する部局の連携が求められます。県全体で文化財保護を行っていくためには、文化財保護担当部局がさまざまな関係機関と調整する結節点としての機能を持つことが必要です。

○ 東日本大震災及び原子力災害からの復興

かつてない複合災害から復旧・復興を続けてきた歩みを止めることなく、今後も市町村や関係機関と協力し、復興に向けて文化財保護の取組を継続していく必要があります。また、原子力災害に対し、これまで行ってきた文化財への取組を記録し、後世に伝えていくことも重要な課題です。

○ 防災・災害発生時への対応

さまざまな自然災害等が想定されている現在、平時に行うべき防災、減災についての取組、災害発生時の体制を確立する必要があります。また、その内容を市町村と共有し、災害発生時に円滑に対応できるよう常に準備しておくことが重要な課題です。

(2) 市町村文化財保護行政の課題

文化財保護行政を担当する市町村部局へのアンケート調査の結果、次のような課題が主に挙げられました。

○ 業務対応等における人材の不足

多くの市町村では、文化財保護行政を担当する職員不足、専門職員の不在など人的な不足により、十分な文化財保護行政を行えないことの不安が挙げられています。また、種別ごとに必要な文化財の専門知識が得られないために、適切な保存管理や活用

が行えているのか、という心配が多くあります。

○ **取組を行う際の財政的課題**

実際に調査や修理、活用の取組を行おうとする際に、大きな課題となるのが財源の確保です。地域住民から文化財に対する要望が寄せられても、財政的な課題から実施を断念せざるを得ない状況があります。

○ **文化財の継承の危機**

避難区域や以前に避難区域が設定された地域においては、住民の減少による文化財の担い手不足が深刻です。また、過疎地域における人口減少や都市部での地域コミュニティの崩壊、高齢化なども文化財の後継者不足への問題と直結しています。

○ **地域の文化財の未把握**

比較的小規模な市町村や専門職員が未配置又は1名体制の市町村では、域内にどのような文化財があるのか、どのような価値があるものか、把握できていない状況も見られます。

第2章 文化財の保存と活用に関する基本の方針

1 県全体の理念

本県の文化財は、多種多様であり、置かれている環境や状況も一様ではありません。また、指定等の措置がなされていなくても、地域の歴史や文化を語る上で欠かすことのできない文化財が各地域に存在します。これらに目を向け、県民みんなでも共有できれば、本県の歴史と文化が豊かになることにつながります。さらに、観光や地域振興の観点から、それぞれの魅力的な文化財をエリアで捉え、活性化していくことは、地域全体を盛り上げるだけではなく、そこから文化財の重要性を再認識し、文化財を次世代に継承していこうとする心の醸成にもつながります。

本県の文化財の価値を県民みんなでも共有することで、ふるさと“ふくしま”の歴史と文化、自然の豊かさを実感することができます。そのために、文化財を適切に保存しながら、文化財の魅力をさらに磨き上げて活用し、次世代に着実に継承し、またそこから守っていく、未来に向かって循環する持続可能な仕組みづくりを目指します。この仕組みを所有者、管理団体、地域住民、市町村、県、文化財関係団体等の総がかりで作り上げ、県民みんなが文化財を通じ“ふくしま”を誇りに感じられることを目指すため、県全体の理念と基本方針を定めました。

**地域の文化財をみんなで知って守り、活用して伝え、
歴史と文化の豊かさを実感できる魅力あふれる“ふくしま”へ**

2 基本方針

1 新たな文化財の掘り起こし

各地域に存在しながら、把握されていない文化財について掘り起こしを進めるとともに、文化財の潜在的魅力を把握します。

2 文化財の確実な保存と継承

地域で守り、伝えられてきた特色ある文化財が将来にわたり大切に守られ、次の世代へ確実に継承されていくように、地域社会総がかりでの保存活動を進めていきます。

3 地域に根ざした文化財の活用の取組

浜通り地方、中通り地方、会津地方の歴史や文化、地域の特性を活かした活用の取組を進めていきます。

4 文化財を通じた地域への愛着と誇りの育み

県民が、地域の魅力的な文化財を通じて、地域への愛着と誇りを育むために、文化財の価値を積極的に広め、文化財の保存と活用に関わるひとづくりを進めていきます。

5 文化財を通じた地域創生

まちづくり、ひとづくりの施策に対して文化財が持つ大きな可能性（役割）を広く周知し、文化財の魅力の発信を進め、地域全体の活性化を図ります。

6 東日本大震災からの復興と防災の強化

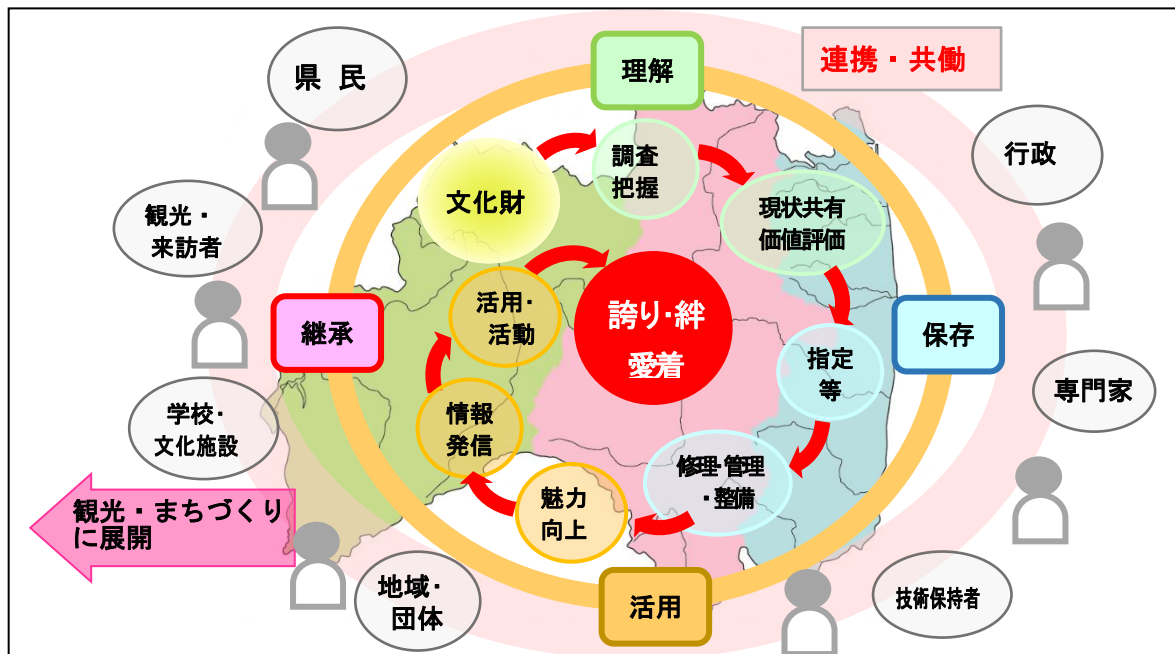
東日本大震災及び原子力災害からの復興に向け、被災市町村への支援を継続するとともに、大規模災害の経験を活かし文化財の防災・減災への取組を継続していきます。

7 関係機関との連携強化

文化財の魅力発信のため、文化財、教育、生涯学習、文化振興、観光、まちづくり、ひとづくり等の関係部局は横断的に連携し、文化財の価値とその大きな可能性（役割）を再認識する機会を創出し、文化財の保存と活用の機運を高めていきます。

また、県と市町村との連携を強化するとともに、大学、公益法人、民間団体、国等との情報交換等を行い、県全体で文化財の保存と活用を進めていきます。

図5 目指すべき文化財の保存と活用の姿



3 福島県の文化財を支えるネットワーク

県全体の理念、基本方針（第2章）の下、市町村と県は、それぞれの役割を認識した上で、積極的に措置を講じる必要があります。また、文化財に関わる関係機関と連携し、地域総がかりの体制を構築していくことが望まれます。

(1) 市町村に期待される役割

市町村は、住民と地域に最も身近な基礎自治体として、地域の文化財の掘り起こしや魅力向上等の取組を精力的に行うとともに、文化財の保存と活用に係る住民の多様なニーズ・活動に迅速に対応し、地域の独自性を発揮した取組・施策を行うことが期待されています。文化財に係る地域における課題を解決するため、窓口的な業務を担うとともに自主的かつ総合的に施策を行う体制の構築が期待されます。

具体的には、地域住民や大学等の専門機関と連携しながら域内の文化財の現況を把握し、き損や滅失の恐れがある場合には、保存のための適切な手立てを講じること等が挙げられます。また、地域住民の意向やニーズを把握した上での文化財の活用事業の企画や、住民・文化団体・学校等と協働で文化財を通じた交流の場の設定など、地域の状況に即した活用事業の展開を積極的に実施することが期待されます。

(2) 県の役割

県は、文化財の保存と活用に係る市町村の取組を尊重し、支援することを基本としながら、広域自治体としての「広域機能」、「連絡調整機能」及び「補完機能」を具体化していくことが求められます。

市町村と県は地方行政におけるイコールパートナーであり、市町村だけでは解決が困難な地域課題を共有し、連携を深め対応していくことが求められます。県には、市町村の地域の個性や多様性を尊重し、地域の実状に応じた文化財保護行政を促進・支援する機能及び市町村間の連携した取組を支援する機能が求められます。そのためには、文化財の課題・情報の県内での共有、専門性を持った相談窓口としての機能の強化、県内部における関係部局との連携の推進、県として行うべき調査・施策の明確化、市町村間及び県際地域に係る広域的調整・連携の実施等の措置を講ずることが求められます。

さらには、防災や広域的な指標としてのマニュアルの作成、災害時における文化財の救出、文化財保護行政の水準を維持・向上させるための会議や研修の開催などは、県が主体的に取り組むことが求められます。

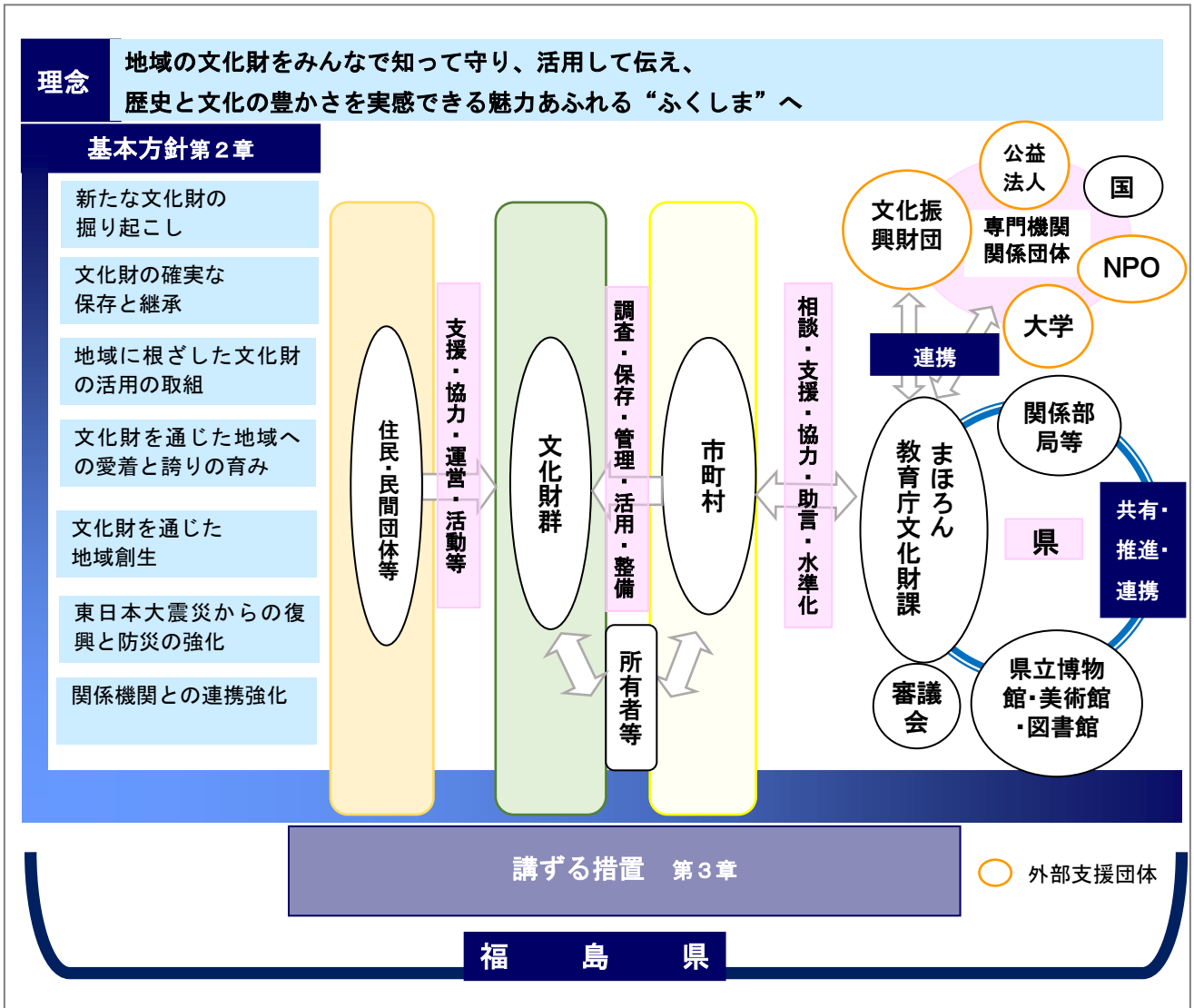
(3) 文化財を支えるネットワーク

文化財の所有者、地域住民、行政機関（県、市町村）、文化財に関わる関係団体、専門機関、県文化財保護審議会などが連携し、県全体で文化財を支える仕組みが大切です。

本章で示した理念の下、県内で基本方針を共有し、地域全体で文化財を支えることを目指します。また県は、県教育委員会内において県立博物館、県立美術館、県立図

書館等と連携するとともに関係部局と文化財保護に関わる組織の推進体制を構築し、第3章以下に示す措置を講じていきます。

図6 文化財を支えるネットワーク概念図



第3章 文化財の保存と活用を図るために講ずる措置

県は、第2章に掲げる基本の方針に基づき、文化財の保存と活用を図るため、次の事項に取り組みます。

1 新たな文化財の掘り起こし

(1) 地域に所在する文化財の悉皆調査の推進

- 県は、継承が危惧される文化財や本県に特徴的な文化財を始め地域に所在する文化財について、市町村と連携しながら、悉皆調査を計画的に行います。

(2) 文化財のデータベース化の推進

- 県は、埋蔵文化財を始め、市町村で行っている文化財に係る調査を集約し、県内の文化財のデータベース化を図ります。また、非開示情報を除き、当該データベースを公開していきます。

2 文化財の確実な保存と継承

(1) 文化財の適切な指定等のための取組

- 県は、文化財の価値を総合的に適正に評価し、文化財の指定、登録及び選定に向けて適時適切に取り組みます。

(2) 持続性のある文化財の保存管理

- 県は、文化財の保存を計画的に促進するため、中長期的な文化財の悉皆調査、保存に係る実施計画等を盛り込む福島県文化財ロードマップの作成に努めます。
- 県は、地域の状況や課題、文化財の特性を踏まえて、市町村からの要請を含め客観的な必要に応じ、市町村等への適切な助言及び支援を行います。
- 持続性のある文化財の保存管理のため、県独自に全県的な指針やマニュアルが必要となる場合には、県は、市町村の意見も踏まえながら、策定を進めます。
- 県は、市町村からの要請を含め客観的な必要に応じ、市町村等への適切な助言及び支援を行い、地域計画や保存活用計画等の作成を促進します。
- 県は、国指定・県指定等文化財の保存、活用及び整備に関して、県補助金の財政的支援の維持に努め、その計画や方法について、適切な助言及び支援を行います。

(3) 確実な文化財保存のための体制づくり

- 県は、専門職員の確保及び専門性の向上に努めます。市町村においても、専門職員の確保及び専門性の向上が望まれます。
- 県は、市町村担当者向けの研修、会議を通じて、市町村文化財保護行政の支援を行います。
- 県は、市町村からの要請を含め客観的な必要に応じ、福島県文化財保護審議会委員

の協力を得て、市町村等へのより専門的な助言等を行います。

3 地域に根ざした文化財の活用の取組

(1) 地域の特色ある文化財の活用促進

- 県は、市町村と連携して、各種地域区分エリアごとに広がる特色ある文化財（無形民俗文化財や歴史的につながりのある文化財など）の魅力や特徴を明らかにし、関係機関、関係団体への積極的な情報提供に努め、市町村、関係団体等における活用を促進します。
- 県は、文化財の魅力を引き起こし、市町村や関係団体と連携し、観光の優良素材としての有効活用を努めます。

4 文化財を通じた地域へ愛着と誇りの育み

(1) 魅力ある文化財の情報発信の推進

- 県は、市町村と連携して、各地域の特色ある文化財の価値や魅力の正確かつ積極的な情報発信に努め、県民が地域への愛着と誇りを育むことを促進します。
- 県は、県内の国指定、県指定文化財等の基本情報を整備し、ホームページ等により、それぞれの文化財の魅力、価値等について写真や説明文を添付するなど、よりわかりやすく情報発信を行います。

(2) 文化財に触れる機会の創出

- 県は、県民が学校教育活動、社会教育活動、生涯学習活動を通じ地域の歴史と文化を教えてくれる文化財に触れて親しむ機会の創出に努めます。
- 県は、県文化財センター白河館、県立博物館、県立美術館等の教育文化施設において、子どもたちをはじめ県民が本県の文化財を見て、触れて、学ぶことができる体験の機会を創出し、ふるさとの良さを実感し、地域への愛着と誇りの醸成を図ります。
- 県は、県文化財センター白河館において、文化財の積極的な公開や講座、講演を行い、文化財への興味や関心の向上を促進します。

5 文化財を通じた地域創生

(1) ひとづくり、まちづくりとの連携

- 県は、文化財を核として、地域におけるひとづくりや特色のある歴史と文化を活かしたまちづくりの方法について検討し、地域の賑わい創出に努めます。

(2) 文化財を通じた福島ブランドの価値の向上

- 県は、本県の風土の中で培われた福島ブランド品に通じる由来や伝承、伝統的技術、関連文化財について積極的に発信し、福島ブランドの付加価値向上に努めます。

6 東日本大震災からの復興と防災の強化

(1) 東日本大震災からの復興

- 県は、文化財の状況把握に努め、東日本大震災及び原子力災害の被災市町村への必要な支援を継続していきます。
- 県は、東日本大震災及び原子力災害の経験も踏まえ、災害に強い文化財保存の体制の構築に努めます。
- 県は、原子力災害に伴い実施した文化財の調査、救出等活動について、広く周知し、今後の教訓として後世に残していくことに努めます。

(2) 地域社会の絆再生のための文化財の活用

- 県は、これまでの実績からも地域の絆の再生に地域の文化財が大いに寄与することが期待されるため、県民が文化財に関わる機会の充実に努めます。

(3) 防災・減災の強化

- 県は、自然災害等に備えるため、平時において文化財の救出等ネットワークの構築に努め、災害時の情報伝達及び緊急対応が円滑に行える体制づくりを進めます。
- 県は、文化財の種別の特性に応じた防災の取組及び災害時の適切な保全を促進します。
- 県は、文化財の火災に対する設備整備を促進し、文化財防火デーの取組等により所有者等の防災意識向上を図ります。
- 県は、文化財の盗難等を防ぐため、適切な防犯体制の構築を促進します。

7 関係機関との連携強化

(1) 文化財関係部局との連携づくり

- 県は、文化財の保存と活用に関わる部局間で横断的に連携し、県全体としての文化財の保存と活用を図ります。

(2) 地域全体で支えるための連携づくり

- 県は、市町村や文化財に関係する大学、NPO法人等の外部支援団体との情報共有を図り、連携の強化に努めて“オールふくしま”での文化財の保存と活用を促進します。
- 県は、地域の民間活力の活用促進のため、優良取組事例等の情報を収集し、市町村や関係部局と情報共有を図ります。
- 県は、市町村等からの要請を含め客観的な必要に応じ、複数市町村による広域的な保存と活用を支援し、市町村間の連携の調整を行います。

第4章 市町村への支援の方針

市町村と連携して文化財の保存と活用を図ることが重要であることから、各市町村の状況等を踏まえて、県は次のとおり支援の充実強化を図ります。

1 市町村への支援の現状

県教育委員会（文化財課）において実施している支援は以下のとおりです。

(1) 財政的支援

県補助制度に基づき、文化財の保存と活用に係る県補助事業（指定文化財保存活用事業及び文化財保存事業）を実施しています。

(2) 人的支援

市町村からの依頼等に応じ、県文化財課職員及び必要に応じて県文化財保護審議会委員等が文化財の保存と活用に係る人的支援を実施しています。また、文化財に係る窓口として、文化財保護行政に関わる手続や業務についても随時相談を行っています。

また、市町村に埋蔵文化財発掘調査に係る専門職員がいない場合又は対応困難な場合に、当該市町村からの要請を受けて、「市町村埋蔵文化財技術協力」として、県文化財課職員（及び県教育委員会から委託を受けた公益財団法人福島県文化振興財団職員）が埋蔵文化財調査に必要な技術協力・支援を実施しています。さらに出土品の保存処理などについて、県文化財センター白河館において技術支援を行っています。

(3) 研修・行政会議等の開催

文化財保護に関わる行政事務の基本知識、最新の情報を共有する目的で年度の早い時期に「市町村文化財保護担当者会議」を開催しています。また、国や国立文化財機構奈良文化財研究所等が行う文化財の研修の速やかな市町村への周知、とりまとめを行っています。

県文化財センター白河館の指定管理事業の一つとして、市町村の文化財保護行政担当職員を始め文化財関係者を対象とした文化財に関する各種研修会を開催しています。さらに、文化財保護に関する更なる知識向上を目的として、市町村担当者と市町村文化財保護審議会委員など文化財の指導的立場の方を対象として、文化財保護指導者研修会を開催しています。

2 市町村への支援の充実強化

市町村は、文化財の保存と活用にあたり、基礎自治体として、文化財の所有者や住民等と直接関わる重要な役割と責務を担っています。しかし、県内の市町村においては、財政措置や人材確保など厳しい状況にあるところも見受けられます。また、市町村によって異なる地域課題を抱えており、地域の特性に応じた対応が必要となっています。

そのような市町村の現状に対し、市町村が円滑に文化財の保存と活用を推進し、地域文化の魅力を遺憾なく発信できるよう、必要な状況改善や有用な手立てを県から促すとともに、県として市町村への必要な支援の充実強化を図っていきます。

(1) 財政的支援

- 現行の県教育委員会における文化財の保存と活用に係る県補助事業の継続に努めるとともに、文化財の保存と活用に有用な国庫補助事業や県内部の文化スポーツ局、商工労働部、観光交流局、土木部等の補助事業、民間団体の有用な助成事業等の情報収集を行い、市町村への情報提供及び助言を行います。

(2) 人的支援

- 県教育委員会の現在の人的支援の継続及び県教育委員会からの支援職員の専門知識の維持向上に努めます。
- 市町村等における地域計画や保存活用計画等の作成及び作成後の施策実施に係る支援に努めます。
- 県教育委員会は、県内部の文化スポーツ局、観光交流局等とも連携して、文化財の活用に係る人的支援の充実に努めます。

(3) 広域連携における調整

- 複数の市町村で連携した文化財の取組や施策が必要な場合には、県が調整機能を担っていきます。

(4) 専門性を補完する支援

- 文化財の種別に応じて専門的な助言等ができるよう、県は専門性の高い県文化財保護審議会や専門機関、関係団体等の外部支援団体と連携を図ります。
- 県内の状況や課題に応じて、市町村担当者向けの研修、会議の充実を図ります。
- 歴史的建造物を活用する際に、建築基準法を適用除外することを検討する市町村に対して、建築基準法3条第1項3号の規定に基づき、現状変更の規制及び保存の措置が講じられ、建築審査会の同意が得られるよう、建築基準法や消防法等の関係法令に照らし合わせ、必要な助言を行います。

第5章 防災・災害発生時の対応

福島県では、これまで地震、大雨等による被害がたびたび発生していますが、特に、東日本大震災及び原子力災害においてこれまでに経験したことのない甚大な被害を受け、文化財についても、指定、未指定にかかわらず、多くの被害を受けました。

県では、これまで東日本大震災及び原子力災害の被災地域における文化財の保存・継承支援に取り組んで来ました。放射線量の高い帰還困難区域内の公立歴史資料館等に収蔵されている文化財を救出するため、被災直後からふくしま歴史資料保存ネットワークが中心となり、関係団体とともに文化財のレスキュー活動を実施しました。その後、平成24年5月にはふくしま歴史資料保存ネットワーク、県教育委員会、関係市町村教育委員会、福島大学、公益財団法人福島県文化振興財団を構成員とする「福島県被災文化財等救援本部」を立ち上げました。

東日本大震災、原子力災害及び過去の災害の経験を踏まえ、市町村をはじめ関係団体と連携して防災及び災害発生時の対応を行うことが重要であることから、県は次のとおり取組を進めます。

1 防災・災害発生時のための平時の取組

(1) 相互応援に関する協定の締結

過去の災害の経験を踏まえ、本県内における文化財に係る防災・災害発生時のための平時の取組として、地震等の大規模な災害により被災した文化財の緊急救出等のため、県と59市町村が「福島県内における文化財に係る災害時等の相互応援に関する協定」（以下「相互応援協定」という。）を締結し、必要な情報共有を行います。

また、相互応援協定に基づき、毎年1回以上連絡会議を開催するとともに、防災のための講座を実施します。

平時に県が主体となって対応を想定しておくことで、災害時に円滑に機能できるよう備えていきます。

(2) 文化財の減災のための取組

○ 防火対策

県は、文化財所有者を含め広く県民に火災予防、防火への意識向上の機会として、毎年1月26日の文化財防火デーを中心に行う、防火訓練、防火診断、防火査察の必要性について啓発を行います。また、防災に係る設備の設置を促進します。

○ 風水害対策

県は、市町村等の協力を得て、文化財防災対策マニュアル、文化財浸水ハザードマップ等の作成に努め、文化財への被害予防や減災に努めます。

○ 地震対策

県は、不特定多数が訪れる建造物において、見学者等の安全を確保するために、耐震診断を行うことを促進し、その結果、耐震補強・修理が必要な場合は、適切な指導・助言を行い、震災対策事業を促進します。

○ 防犯対策

県教育委員会（文化財課）は、文化財の汚損や仏像等の文化財の盗難対策として、防犯カメラや人感センサー等の防犯設備の設置を促進します。

また、県文化財保護指導委員による定期的な県指定文化財パトロールにより、県指定文化財の異常や所在の確認を行います。

○ 災害時の伝達方法、情報収集、時系列行動計画等の共有

災害が起こった際に、所有者や市町村がどのように県に情報を伝え、どのように行動するか、災害発生時系列で明確にし、その内容を共有していきます。

(3) 関係機関等との連携

○ 災害時の文化財の保全には専門知識を活かし、より迅速で簡便な対応が必要となるため、県教育委員会（文化財課）は、県内部において県立博物館、県立美術館及び危機管理部と連携するとともに、文化財に関係する大学、NPO法人等の文化財に関連する外部支援団体とも応援協定の締結に努めるなど連携を図り、防災・災害発生時の専門的対応を強化します。

○ 公益財団法人福島県建築士会が行う講習会を受講して認定を受けた建築士で、歴史的建造物等の掘り起こし、意義付け、保全活用設計や相談を行う福島ヘリテージマネージャー（地域歴史文化遺産保全活用推進員）等と連携し、災害時の被災診断の実施に努めます。

(4) 最新の情報の確保

国立文化財機構が主催する「文化財防災ネットワーク推進室」との連携を図り、文化財の防災の最新情報を得るとともに、その情報を関係機関、関係団体等で共有します。

2 災害発生時の対応

○ 県教育委員会は、県内で発生した自然災害等による文化財の被災状況、規模などの情報を迅速に収集し、関係団体等への情報提供を行います。

○ 県教育委員会は、相互応援協定に基づく要請により、必要に応じて国等とも連携を図り、関係団体の協力を得て迅速に文化財の救出等の応援活動を実施します。

なお、実施にあたっては、文化財浸水ハザードマップや災害状況により、関係支援団体の協力も受け、文化財保全の緊急性を勘案し、救出の優先順位や手法を検討します。指定・未指定に関わらず被災した文化財の適切な保全に努めます。

第6章 文化財の保存と活用の推進体制

福島県の文化財の保存と活用を推進していくためには、県や市町村の文化財保護担当部局だけでなく、文化振興、自然保護、観光担当部局等と連携するとともに、文化財に関係する大学、NPO法人など文化財に関わる外部支援団体とも協力し、多角的視点で取り組むことが重要であるため、次のとおり取り組みます。

1 体制整備の方針

本県の文化財の保存と活用に係る推進体制を強化するため、県教育委員会において、引き続き文化財に係る専門職員の充実に努めるとともに、県文化財センター白河館を適切に維持し、活用するものとします。

また、国（文化庁）、県教育委員会及び県の関係他部局並びに市町村教育委員会及び市町村の関係他部局課の間で連絡網を確立します。文化財の保存と活用に関する情報共有を適時適切に図り、相互に調整を図りながら、横断的に文化財の保存と活用に関わることのできる体制づくりを目指します。

さらに、外部支援団体とも情報共有を図り、必要に応じて協力体制を構築するための連携強化に努めます。

表 29 文化財の推進・連携体制

関係分野	主な県の関係部局等		主な外部支援団体
文化財全般 (関連)	教育庁文化財課 教育庁社会教育課、義務教育課、高校教育課を始めとする教育庁全課	県立博物館 県立美術館 県立図書館 各教育事務所 県立学校	(公財) 福島県文化振興財団 国立大学法人福島大学 ふくしま歴史資料保存ネットワーク NPO 法人民俗芸能を継承するふくしまの会
文化振興	文化スポーツ局文化振興課	各地方振興局	(公財) 福島県文化振興財団 NPO 法人民俗芸能を継承するふくしまの会
生涯学習	文化スポーツ局生涯学習課		
観光	観光交流局観光交流課		(公財) 福島県観光物産交流協会
まちづくり	商工労働部商業まちづくり課		
自然保護	生活環境部自然保護課	各地方振興局 野生生物共生センター	
歴史的風致維持向上	土木部まちづくり推進課	各建設事務所	(公社) 福島県建築士会

添付資料

1 大綱策定までの経過

大綱は、下記の検討を経て策定しました。

- 令和元年7月 ○ 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会の設置
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会委員の委嘱

	氏名	分野
委員長	懸田 弘訓	文化財関係
副委員長	新城 希子	文化振興関係
委員	伊藤 喜良	文化財関係
委員	玉川 一郎	文化財関係
委員	横田 純子	まちづくり・観光関係
委員	小松 信之	市町村団体関係
委員	安田 清敏	市町村団体関係

- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第1回）
大綱策定趣旨、大綱骨子案等について検討
- 8月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第1回）
メンバー：文化振興課・観光交流課・商業まちづくり課
文化財課
- 市町村文化財保護担当課にアンケート調査実施
- 10月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第2回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第2回）
市町村アンケート調査、大綱素案について検討
- 11月 ○ 文化財現況調査
- 12月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第3回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第3回）
大綱原案について検討
- 福島県文化財保存活用大綱シンポジウムの開催
- 令和2年1月 ○ 福島県文化財保存活用大綱ワーキンググループ会議（第4回）
- 福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会（第4回）
大綱案について検討
- 県民意見公募（パブリックコメント）の実施
- 2月 ○ 市町村、関係団体、県関係課、教育庁に意見照会
- 3月23日 ○ 福島県教育委員会において決定

福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の2第1項の規定に基づく福島県文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)の策定にあたり、福島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に福島県文化財保存活用大綱策定検討委員会(以下「策定検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定検討委員会は、教育委員会による文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱策定にあたって、必要事項を調査協議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に助言する。

(組織)

第3条 策定検討委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、文化財、文化振興、まちづくり等の有識者及び市町村関係団体役員のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、策定検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定検討委員会の会議は、福島県教育委員会教育長(以下「教育長」という)が招集する。

2 策定検討委員会の議長は、委員長が当たる。

3 策定検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

4 策定検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定検討委員会の庶務は、福島県教育庁文化財課において処理する。

(ワーキンググループの設置)

第7条 策定検討委員会に付議する事項の調整を行うため、策定検討委員会にワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

2 WGの組織、所掌事項、運営方法等については、別に定める。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

福島県文化財保存活用大綱策定検討ワーキンググループ組織等要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島県文化財保存活用大綱設置要綱第7条第2項の規定に基づき、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の組織、所掌事項、運営方法等について定めるものとする。

(WGの所掌事項)

第2条 WGは、策定検討委員会に付議する事項の調整を所掌する。

(WGの組織)

第3条 WGは、県教育庁文化財課、県文化スポーツ局文化振興課、県商工労働部商業まちづくり課及び、県観光交流局観光交流課の職員により組織する。

2 WGにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーに文化財課担当者を充て、サブリーダーに文化振興課担当者を充てる。

(WGの運営)

第4条 リーダーは、WGの議事を主催するものとする。

2 WG会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

3 WG会議は、リーダーが必要と認めるときは、WGメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月30日から施行する。

ワーキンググループについて

(設置の目的)

文化財の保存と活用は他の行政分野と密接に関連することから他分野における政策との協調を図るため、以下の関係部局の職員によるワーキンググループを設置し、文化財の保存と活用に係る各種情報収集、調査、検討等を行う。

(構成メンバー)

- 福島県教育庁文化財課
 - 福島県文化スポーツ局文化振興課
 - 福島県商工労働部商業まちづくり課
 - 福島県観光交流局観光交流課
- ※ 各課長が指定する主任主査等の職員 各1名

福島県教育庁 文化財課	〒960-8688 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7787 FAX 024-51-7974 E-mail k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp
------------------------	--

